

ウィルコム通信サービス契約約款

令和4年1月1日
ソフトバンク株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 約款の掲示
- 第4条 提供条件の変更に係る説明
- 第5条 用語の定義
- 第6条 通話以外の通信の取扱い
- 第7条 法令に規定する事項

第2章 ウィルコム通信サービスの種類

- 第8条 ウィルコム通信サービスの種類

第3章 ウィルコム通信サービスのサービス区域

- 第9条 ウィルコム通信サービスのサービス区域

第4章 契約

第1節 ウィルコム通信に係る契約

- 第10条 契約の種別
- 第11条 契約の単位
- 第12条 ウィルコム通信契約申込の方法
- 第13条 ウィルコム通信契約申込の承諾
- 第14条 電話番号
- 第15条 ウィルコム通信の区別の変更等
- 第16条 ウィルコム通信の利用の一時中断
- 第17条 ウィルコム通信利用権の譲渡
- 第18条 ウィルコム通信契約者の地位の承継
- 第19条 ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出
- 第20条 ウィルコム通信契約者が行うウィルコム通信契約の解除
- 第21条 契約者の契約者確認
- 第22条 当社が行うウィルコム通信契約の解除

第2節 国際ローミング契約

- 第23条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第24条 付加機能の提供
- 第25条 ウィルコム通信の利用の一時中断があった場合の取扱い

第6章 自営端末設備の接続等

- 第26条 自営端末設備の接続
- 第27条 自営端末設備の電話番号の登録等

第7章 利用中止及び利用停止

- 第28条 利用中止
- 第29条 利用停止

第8章 通話

第1節 相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供等

- 第30条 相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供
- 第31条 相互接続協定による通話利用の制約
- 第32条 通話時間又は情報量の測定等

第2節 通話利用の制限

- 第33条 通話利用の制限
- 第34条 通話時間等の制限

第9章 料金等

第1節 料金

- 第35条 料金

第2節 料金の支払義務等

- 第36条 基本使用料等の支払義務
- 第37条 通話料の支払義務
- 第38条 削除
- 第39条 ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金の支払義務
- 第40条 手続きに関する料金の支払義務
- 第40条の2 PHS 契約者以外の者による料金の支払い
- 第41条 料金の計算等

第3節 預託金

- 第42条 預託金

第4節 割増金及び延滞利息

- 第43条 割増金
- 第44条 延滞利息

第5節 協定事業者が行う債権の譲渡の承諾等

- 第45条 協定事業者が行う債権の譲渡の承諾
- 第46条 他社相互接続通話に係る債権の譲受等
- 第47条 協定事業者への債権の譲渡

第10章 保守

- 第48条 PHS 契約者の維持責任
- 第49条 PHS 契約者の切分責任
- 第50条 修理又は復旧の順位
- 第51条 修理又は復旧の場合の暫定措置

第11章 損害賠償

- 第52条 責任の制限
- 第53条 免責

第12章 雑則

- 第54条 発信者番号通知
- 第55条 承諾の限界
- 第56条 利用に係るPHS契約者の義務
- 第57条 PHS契約者からの電気の提供
- 第58条 PHS契約者からの場所の提供
- 第59条 電話番号の登録等のための端末設備の持込み
- 第60条 閲覧
- 第60条の2 PHS契約者に係る個人情報の利用
- 第61条 PHS契約者の氏名等情報の授受
- 第62条 電気通信事業者への情報の通知
- 第63条 協定事業者に係る料金回収代行の取扱い
- 第64条 相互接続番号案内接続
- 第65条 相互接続番号案内料の支払義務
- 第66条 インターネット接続サービスの利用等
- 第67条 緊急速報通知サービス
- 第68条 合意管轄

第13章 付随サービス

- 第69条 利用明細の送付等
- 第70条 料金情報通知
- 第71条 通話料の分計請求等
- 第72条 同一請求書による請求
- 第73条 情報料等回収代行
- 第74条 情報提供サービス
- 第75条 請求書の送付

料金表

通則

第1表 料金（付随サービスの料金を除きます。）

第2表 付随サービスに関する料金

別表

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、ウィルコム通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりウィルコム通信サービス（当社が、約款以外の提供条件を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 前項のほか、当社は、ウィルコム通信サービスに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款をインターネット及びサービス取扱所において掲示します。

(提供条件の変更に係る説明)

第4条 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する提供条件の変更については、書面を送付する方法により事前に説明します。

(用語の定義)

第5条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
5 電話サービス	電話網のみを使用して行う PHS 役務に係る電気通信サービス
6 ウィルコム通信サービス	当社が提供する電話サービス

7 サービス取扱所	ウィルコム通信サービスに関する業務を行う当社の事業所（当社の委託によりウィルコム通信サービスに関する契約事務等を行う者の事業所を含みます。）であって、相当する業務内容に応じて当社が指定する事業所
8 ウィルコム通信契約	当社からウィルコム通信の提供を受けるための契約
9 ウィルコム通信契約者	当社とウィルコム通信契約を締結している者
10 国際ローミング契約	当社から国際ローミングの提供を受けるための契約
11 国際ローミング契約者	当社と国際ローミング契約を締結している者
12 PHS 契約	ウィルコム通信契約又は国際ローミング契約
13 PHS 契約者	ウィルコム通信契約者又は国際ローミング契約者
14 移動無線装置	PHS 契約に基づいて、陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
15 他社移動無線装置	協定事業者の電話サービスに係る契約に基づいて、陸上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
16 移動無線装置等	移動無線装置又は他社移動無線装置
17 契約者回線	PHS 契約に基づいて、当社の無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
18 他社契約者回線	(1) 協定事業者の電話サービスに係る契約に基づいて、協定事業者の無線基地局設備と契約の申込者が指定する他社移動無線装置との間に設定される電気通信回線 (2) 協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて、協定事業者の交換設備と契約の申込者又は協定事業者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
19 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計の認証に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器
21 自営端末設備	当社が提供する端末設備以外の端末設備（当社が別に定めるところにより売切りをした端末設備を含みます。）
22 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 相互接続協定	電気通信事業者が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、電気通信設備の接続に関し締結する協定
23 の 2 相互接続点	(1) 相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 (2) 当社が提供するウィルコム通信サービスに係る電気通

	<p>信回線と当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ワイモバイル通信サービス契約約款（PHS サービス編）により提供するワイモバイル通信サービスを除きます。）に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>(3) 当社が提供するウィルコム通信サービスに係る電気通信回線と仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス（別に定める直取パケット交換機を介して行う接続を伴う場合に限り、）に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点</p>
24 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（ウィルコム通信サービス以外の電気通信サービスを提供する当社を含みます。）
25 契約者回線等	<p>(1) 契約者回線及び契約者回線に電話網のみを介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備</p> <p>(2) 他社契約者回線及び契約者回線に当該電気通信網のみを介して接続される電気通信設備であって当該協定事業者が必要により設置する電気通信設備（無線呼出サービス等を提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備を含みます。）</p>
26 国際通信事業者	国際電気通信サービスを提供する協定事業者であって、当社が別に定める電気通信事業者
27 外国事業者	外国においてウィルコム通信サービスと同一の通信方式により電気通信サービスを提供している者
28 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（通話以外の通信の取扱い）

第6条 ウィルコム通信サービスを利用して行う通話以外の通信は、この契約（契約約款以外の契約事項を記した書面を含みます。以下同じとします。）において別段の規定がある場合を除き、これを通話とみなして取り扱います。

（法令に規定する事項）

第7条 ウィルコム通信サービスの提供に当たり、法令に定めがある事項はその定めるところによります。

第2章 ウィルコム通信サービスの種類

（ウィルコム通信サービスの種類）

第8条 ウィルコム通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
ウィルコム通信	当社が、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に、当社が指定する電話番号の電気通信回線を設定して提供するウィルコム通信サービス（国際ローミングとなるものを除きます。）
国際ローミング	当社が、無線基地局設備と契約の申込者（外国事業者に限ります。）が指定する移動無線装置（外国事業者が提供する電気通信サービスの利用において使用されているものに限ります。）との間に、当社が指定する電話番号の電気通信回線を設定して提供するウィルコム通信サービス

(注) パケット通信は、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約者回線等への通信及び当社が別に定める当社の電気通信設備への通信において提供します。

2 ウィルコム通信には、次の区別があります。

区 別	内 容
無限定利用	通話相手先限定利用及び総合利用型以外のもの
通話相手先限定利用 (安心だフォン・Two LINK DATA)	通話の発信について、緊急通報用電話の電話番号等当社が別に定める電話番号、及び当社が別に定める数の範囲内（3まで）において契約の申込者が指定する特定の電話番号への回線交換通信及びパケット通信に限り利用できるウィルコム通信
総合利用型	同一の名義人において、当社が提供するウィルコム通信サービス以外の電気通信サービス（当社が指定するものに限ります。以下「約款外通信サービス」といいます。）の契約を必須とするものであって、当社が指定する端末設備等を使用するもの

第3章 ウィルコム通信サービスのサービス区域

(ウィルコム通信サービスのサービス区域)

第9条 当社のウィルコム通信サービスの提供区域は、当社が別に定める「提供区域一覧表」によります。

2 前項に規定する提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等ではウィルコム通信サービスを利用できないこと（通信速度の低下を含みます。）があります。

第4章 契約

第1節 ウィルコム通信に係る契約

(契約の単位)

第11条 当社は、電話番号1番号ごとに1のウィルコム通信契約を締結します。この場合、ウィルコム通信契約者は、1のウィルコム通信契約につき1人に限ります。

(ウィルコム通信契約申込の方法)

第12条 ウィルコム通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に提出又は電話網等を経由して送信していただきます。

2 第1項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電話番号を変更することなく、携帯電話サービス及びPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）又は番号移行（電話番号を変更することなく、当社が定める3G通信サービス契約約款により提供する3G通信サービスに係る契約の解除と同時にウィルコム通信契約を締結すること又はウィルコム通信契約の解除と同時に当社が定める3G通信サービス契約約款により提供する3G通信サービスに係る契約を締結することをいいます。以下同じとします。）の利用を希望するときは、ウィルコム通信契約の申込みに先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

（ウィルコム通信契約申込の承諾）

第13条 当社は、ウィルコム通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通話の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) ウィルコム通信契約（ウィルコム通信の区別が通話相手先限定利用のものに限ります。）の申込みをした者が、当社が別に定める数の範囲（3まで）を超えて利用するおそれがあると当社が認めたとき。

(2) ウィルコム通信契約の申込みをした者が、第56条（利用に係るPHS契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) ウィルコム通信契約の申込みをした者が、料金その他の債務（この約款に規定するウィルコム通信サービス（付随サービスを含みます。）に関する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) ウィルコム通信契約（料金種別が新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型のものに限ります。）の申込みをした者が、当社が別に定める利用方法により通信を行うおそれがあると当社が認めたとき。

(5) ウィルコム通信契約（ウィルコム通信の区別が総合利用型のものに限ります。）の申込をした者が、約款外通信サービスの申込を同時に行わないとき又は契約者名義が異なるとき

(6) ウィルコム通信契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）に違反したことがあるとき。

(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 契約申込書を電話網等を経由して送信する方法により行うウィルコム通信契約の申込みであって、当社が定めた回線開通の処理手順を実行できる端末設備からその処理手順に則り手続きを行うもの（以下「オンライン開通契約申込」といいます。）については、当社は、前各項の規定によるほか、一時的な利用限度額の設定その他当社が別に定めるところによりその申込みを承諾します。

（電話番号）

第14条 ウィルコム通信の電話番号は、ウィルコム通信契約申込の承諾時に当社が定めます。

2 当社は、第51条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき又は第12条（ウィルコム通信契約申込の方法）第2項の規定による携帯電話・PHS番号ポータビリティ又は番号移行の利用の申し出に関して虚偽又は事実と反することが判明し

たときは、ウィルコム通信の電話番号を変更することがあります。

- 3 当社は、前項の規定によりウィルコム通信の電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことをウィルコム通信契約者に通知します。

(ウィルコム通信の区別の変更等)

第15条 ウィルコム通信契約者は、ウィルコム通信の区別の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(ウィルコム通信契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(ウィルコム通信の利用の一時中断)

第16条 当社は、ウィルコム通信契約者から当社所定の書面により請求があったときは、ウィルコム通信の利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなくウィルコム通信を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 ウィルコム通信契約者(ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限り)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの利用の一時中断を請求したときは、そのウィルコム通信についても、前項の請求を行うものとします。

(ウィルコム通信利用権の譲渡)

第17条 ウィルコム通信契約者がウィルコム通信契約に基づいてウィルコム通信の提供を受ける権利(以下「ウィルコム通信利用権」といいます。)の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりそのウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

- 2 当社は、前項の規定によりウィルコム通信利用権の譲渡の承認の請求があったときは、第13条(ウィルコム通信契約申込の承諾)を準用します。
- 3 ウィルコム通信利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ウィルコム通信契約の有していた一切の権利(当社が別に定める権利を除きます。)及び義務を承継します。
- 4 ウィルコム通信契約者(ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限り)が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認を請求したときは、そのウィルコム通信契約についても、第1項の請求を行なうものとします。
- 5 ウィルコム通信利用権の譲渡があったときは、譲受人は、料金表第1表第7(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(ウィルコム通信契約者の地位の承継)

第18条 相続又は法人の合併若しくは分割によりウィルコム通信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかにそのウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 ウィルコム通信契約者（ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限りま）が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの地位の承継を届け出たときは、そのウィルコム通信契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

（ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出）

第19条 ウィルコム通信契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを当社が別に定める方法により速やかにそのウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 ウィルコム通信契約者が第1項の通知を怠ったときは、当社がウィルコム通信契約に関しウィルコム通信契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先宛に発信した書面等は、当該書面等不到達の場合においても、通常その到達すべき時にウィルコム通信契約者に到達したものとみなします。

4 ウィルコム通信契約者（ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限りま）が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先の変更の通知をしたときは、そのウィルコム通信契約についても、第1項の請求を行なうものとします。

（ウィルコム通信契約者が行うウィルコム通信契約の解除）

第20条 ウィルコム通信契約者は、ウィルコム通信契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのウィルコム通信の契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティ又は番号移行の利用を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 ウィルコム通信契約者（ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限りま）が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を解除した際は、そのウィルコム通信契約についても、前2項の通知を行うものとし、そのウィルコム通信契約の解除を行うものとします。

（契約者の契約者確認）

第21条 当社は、第18条（ウィルコム通信契約者の地位の承継）、第19条（ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出）、第56条（利用に係るPHS契約者の義務）第1項(24)から(27)の規定に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合または、不正利用防止法第9条の規定に基づき、契約者に対して、契約者確認（契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ていただくことをいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

（当社が行うウィルコム通信契約の解除）

第22条 当社は、第29条（利用停止）第1項の規定によりウィルコム通信の利用を停止されたウィルコム通信契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのウィルコム通信契約を解除することがあります。この場合、ウィルコム通信契約者が、ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているときは、そのウ

イルコム通信契約者が契約をしている約款外通信サービスについても、約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を解除することがあります。以下、本条文において同様とします。

- 2 当社は、ウィルコム通信契約者が第 29 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ウィルコム通信の利用停止をしないでそのウィルコム通信契約を解除することがあります。
- 3 当社は、ウィルコム通信契約者が不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、そのウィルコム通信契約を解除するものとします。
- 4 当社は、ウィルコム通信契約について、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当すると認めるときは、そのウィルコム通信契約を解除するものとします。
- 5 当社は、前 4 項の規定により、そのウィルコム通信契約を解除しようとするときは、あらかじめウィルコム通信契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 2 節 国際ローミング契約

(その他の提供条件)

第 23 条 国際ローミング契約者が国際ローミングの提供を受ける際の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き、ウィルコム通信契約者がウィルコム通信サービスを受ける場合に準ずるものとします。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第 24 条 当社は、ウィルコム通信契約者から請求があったときは、別表に規定する付加機能を提供します。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表で指定する付加機能については、ウィルコム通信契約者からあらかじめ請求があったものとして取り扱います。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、別表で指定する付加機能については、端末設備からの操作により、ウィルコム通信契約者から請求があったものとして取り扱います。
 - 4 当社は、別表で指定する付加機能については、その付加機能を利用した通話が着信する契約者回線に係るウィルコム通信契約者から申し出があったときは、当該契約者回線に関してその付加機能は提供しません。

(ウィルコム通信の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第 25 条 当社は、ウィルコム通信の利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第 6 章 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第 26 条 PHS 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（自営電気通信設備を含みます。以下この条及び次条において同じとします。）を接続すると

きは、当社所定の書面により契約事務を行うサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - (3) 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難・紛失時の位置検索（貴重品輸送の位置探索、自転車の位置探索等）に使われ、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないもの（契約者のプライバシー保護の措置が取られている場合を除きます。）であるとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 PHS契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 PHS契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（自営端末設備の電話番号の登録等）

第27条 自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）の電話番号の登録等は当社が行います。

- 2 前項の規定による電話番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その自営端末設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合及び1のウィルコム通信契約について移動無線装置が2以上となる場合は、電話番号の登録等は行いません。

 - (1) 自営端末設備の接続の請求を承諾したとき。
 - (2) ウィルコム通信契約の解除があったとき。
 - (3) 契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたとき。
 - (4) その他契約者から契約者回線に接続されている自営端末設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。
- 3 前項の規定によるほか、第14条（電話番号）第2項の規定により、電話番号を変更する場合の取扱いについては、前2項の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第28条 当社は、次の場合には、ウィルコム通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第33条（通話利用の制限）の規定により、通話利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、ウィルコム通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、ウィルコム通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。

3 当社は、前2項の規定によりウィルコム通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをPHS契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、PHS契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務又は当社が別に定める債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのウィルコム通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務又は当社が別に定める債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) ウィルコム通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第19条（ウィルコム通信契約者の氏名等の変更の届出）（第23条（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。以下同じとします。）の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出たその内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) PHS契約者が当社と契約を締結している若しくは契約を締結していた他のウィルコム通信サービス（付随サービスを含みます。）に係る料金その他の債務又は当社が別に定める債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) PHS契約者がそのウィルコム通信サービス又は当社と契約を締結している他のウィルコム通信サービスの利用において第56条（利用に係るPHS契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 検査の結果技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (8) 第42条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (9) 当社が、第21条の規定に基づき、PHS契約者に対し本人確認の実施を求めた場合にその求めに応じないとき。
- (10) 不正利用防止法の規定に基づき、PHS契約者に対し本人確認の実施を求めた場合にその求めに応じないとき。
- (11) 警察機関がウィルコム通信サービスを用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係るウィルコム通信サービスの利用を停止する要請があったとき。
- (12) ウィルコム通信契約者（ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。）が、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの利用の停止を通知されたとき。

(13) PHS 契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定によりウィルコム通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を PHS 契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

(1) 前項各号に規定する事実が当社の業務の遂行上特に著しい支障をあたえると認める場合であって緊急やむを得ないとき。

(2) 前項第 11 号又は第 13 号の規定によりウィルコム通信サービスの利用停止を行うとき。

第 8 章 通話

第 1 節 相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供等

(相互接続協定に基づくウィルコム通信サービスの提供)

第 30 条 当社は、相互接続協定に基づき、ウィルコム通信サービスを提供します。

2 他社相互接続通話（協定事業者の電気通信設備に係る通話をいいます。以下同じとします。）に係る協定事業者の選択は、当社が別に定めるところにより行います。

(相互接続協定による通話利用の制約)

第 31 条 通話は、相互接続協定に基づき当社が定めた通話に限り行うことができるものとし、当社が指定するサービス取扱所において、当該通話の一覧表を閲覧に供します。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通話を行うことはできません。

(通話時間又は情報量の測定等)

第 32 条 通話時間又は情報量の測定等については、料金表第 1 表第 3（通話料）に定めるところによります。

第 2 節 通話利用の制限

(通話利用の制限)

第 33 条 当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通話を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

(通話時間等の制限)

第34条 前条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金

(料金)

第35条 ウィルコム通信サービスに係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料等(基本使用料又は付加機能使用料をいいます。以下同じとします。)、通話料、相互接続番号案内料、ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金及び手続きに関する料金とし、基本使用料等は、ウィルコム通信サービスの態様に応じて合算するものとします。

第2節 料金の支払義務等

(基本使用料等の支払義務)

第36条 PHS 契約者は、料金表において別段の規定がある場合を除き、その契約に基づいて当社が契約者回線又は付加機能の提供を開始した日から起算して、契約の解除若しくは付加機能の廃止があった日の前日について、料金表第1表第1(基本使用料)又は第2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表第2に規定する利用料については、通話料の支払いの例によります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりウィルコム通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、PHS 契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、PHS 契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、PHS 契約者は、次の場合を除き、ウィルコム通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのウィルコム通信サービスを全く利用することができない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウィルコム通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通話料の支払義務)

第37条 契約者回線から行った通話(その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。以下同じとします。)に係る料金は、その通話と他社相互接続通話(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備

に係る通話を除きます。)とを合わせて当社が定めるものとし、その契約者回線の契約者が、当社が料金表第1表第3(通話料)の規定に基づいて算定した料金を当社に支払っていただきます。この場合、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

ただし、当社が別に定める協定事業者の他社契約者回線に着信した通話に係る料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその着信又は中継に係る協定事業者がその協定事業者の契約約款(契約約款以外の契約事項を記した書面を含みます。以下同じとします。)において定め、その着信又は中継に係る協定事業者が請求するものとし、その料金の支払義務者その他料金に関する取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2 協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備から発信し、契約者回線等へ着信した通話に係る料金は、この約款の規定にかかわらず、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその発信に係る協定事業者がその協定事業者の契約約款において定め、その発信に係る協定事業者が請求するものとし、その料金の支払義務者その他料金に関する取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

ただし、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備から発信し、契約者回線等へ着信した通話に係る料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて当社が定め、その協定事業者が請求するものとし、その料金の支払義務者その他料金に関する取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

3 国際通信事業者との相互接続に係る通話(当社が別に定めるものに限ります。)の料金は、この約款の規定にかかわらず、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその国際通信事業者又はその国際通信事業者が定める協定事業者(以下「国際通信事業者等」といいます。)がその契約約款において定めるものとし、その料金の請求及び支払義務者その他料金に関する取扱いについては、その国際通信事業者等の契約約款に定めるところによります。

4 PHS契約者は、通話料について、当社の機器(協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第3の1の表の(19)(当社の機器の故障等により正しく算定することができない場合の通話料の取扱い)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、PHS契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第38条 削除

(ユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金の支払義務)

第39条 PHS契約者は、料金表第1表第6(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス制度に基づく負担に係る料金(以下「ユニバーサルサービス料」といいます。)の支払いを要します。

2 当社は、事業法第110条第2項の規定に基づき総務省の認可を受けた負担金の額に基づいてユニバーサルサービス料の料金額を定めるものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第40条 PHS契約者は、PHS契約の申込み又は自営端末設備の接続その他の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第7(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、電話番号の登録等の完了前にその契約の解除又は当該請求等の取消し(以下「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(PHS 契約者以外の者による料金の支払い)

第40条の2 PHS 契約者は、PHS 契約者及びPHS 契約者以外の者（以下この条において「支払者」といいます。）の同意のもと、PHS 契約者の料金その他の債務及びPHS 契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、PHS 契約者の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。）の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者はPHS 契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、PHS 契約者が負担しているものとします。

2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社はPHS 契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

(料金の計算等)

第41条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

第3節 預託金

(預託金)

第42条 PHS 契約者は、次の場合には、ウィルコム通信の利用に先立って（オンライン開通契約申込の承諾を受けたとき又は当社がやむを得ないと認めたときは、当社が定める期日までに）預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) PHS 契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) ウィルコム通信利用権を譲り受けたとき。

(3) 第29条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、10万円以内の額で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのPHS 契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、当該契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、PHS 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第43条 PHS 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第44条 PHS契約者は、料金その他の債務（預託金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 協定事業者が行う債権の譲渡の承諾

（協定事業者が行う債権の譲渡の承諾）

第45条 相互接続協定に基づき協定事業者が通話料を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款に定めるところに従って、その通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その債権の譲渡を承諾します。

（他社相互接続通話に係る債権の譲受等）

第46条 PHS契約者は、他社相互接続通話（当社が別に定めるものに限りま す。）により生じた協定事業者の債権を当社がその協定事業者から譲り受け、その債権額を通話料に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、PHS契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 当社は、第1項の規定により協定事業者から譲り受けた債権を、ウィルコム通信サービスの通話料とみなして取り扱います。

（協定事業者への債権の譲渡）

第47条 PHS契約者は、当社の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りま す。）より生じた債権を当社がその電気通信サービスに係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、PHS契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 第1項の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、当該協定事業者の契約約款に定めるところによります。

第10章 保守

（契約者の維持責任）

第48条 PHS契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、PHS契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限りま す。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限りま す。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第49条 PHS契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、

契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、PHS 契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を PHS 契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、PHS 契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、PHS 契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 50 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 33 条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、同条に規定する機関に係る電気通信設備（同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）を優先的に修理し、又は復旧します。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第 51 条 当社は、当社の提供した端末設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、ウィルコム通信サービスを提供すべき場合において、当社（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのウィルコム通信サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該 PHS 契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ウィルコム通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ウィルコム通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- (1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金及び第 2（付加機能使用料）に規定する料金（利用料を除きます。）
- (2) 料金表第 1 表第 2 に規定する料金（利用料に限り。）及び料金表第 1 表第 3（通話料）に規定する

料金（定額料金を除きます。）（それぞれウィルコム通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び7の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりウィルコム通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

（免責）

第53条 当社は、PHS契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、責任を負いません。

- 2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社が技術基準の適用を変更したため、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に必要な費用以外の費用については負担しません。

第12章 雑則

（発信者番号通知）

第54条 当社は、移動無線装置からの通話については、当社が別に定める場合を除き、発信者の電話番号を着信者の契約者回線等（当社が別に定めるものに限り）へ通知します。

ただし、発信者がこの取扱いを拒む場合は、この限りではありません。

（承諾の限界）

第55条 当社は、PHS契約者から自営端末設備の接続その他の請求があった場合に、料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係るPHS契約者の義務）

第56条 PHS契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（自営端末設備にあつては、移動無線装置に限り）、付加機能を提供するためにPHS契約者が指定する場所に設置する電気通信設備又は自営電気通信設備（移動無線装置に限り）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置する行為、故意に多数の不完了呼を発生させる等通信のふくそう

- を生じさせるおそれがある行為その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備又は自営電気通信設備に登録されている電話番号その他の情報（当社が別に定めるものを除きます。）を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、端末設備（付加機能を提供するために PHS 契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 端末設備（付加機能を提供するために PHS 契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、インターネット接続サービス等を利用しないこと。
 - (7) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行わないこと。
 - (8) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行わないこと。
 - (9) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為を行わないこと。
 - (10) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為を行わないこと。
 - (11) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為を行わないこと。
 - (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為を行わないこと。
 - (13) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為を行わないこと。
 - (14) 他者になりすましてウィルコム通信サービスを利用する行為を行わないこと。
 - (15) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為を行わないこと。
 - (16) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為を行わないこと。
 - (17) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為を行わないこと。
 - (18) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為を行わないこと。
 - (19) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為を行わないこと。
 - (20) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載又は不特定多数の者に対して送信する行為を行わないこと。
 - (21) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為を行わないこと。
 - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為を行わないこと。
 - (23) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為を行わないこと。
 - (24) 契約者回線について、ウィルコム通信サービスの提供に係る端末設備を業として貸与するときは、あらかじめその旨を当社が指定する方法により、当社へ申告し、当社の承認を受けること。

(25) 携帯電話不正利用防止法第 10 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する第 3 条第 2 項の規定に違反して、ウィルコム通信サービスの提供に係る端末設備を業として貸与しないこと。

(26) 契約者回線について、ウィルコム通信サービスの提供に係る端末設備を業として貸与するときは、貸与を受ける者（契約者から貸与を受ける者に限りません。）に対して、本項第 24 号と同様の当社の承認に関する義務を負わせること。

(27) 不正利用防止法の規定に違反しないこと。

(28) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

2 PHS 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供している端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 契約者回線について、ウィルコム通信サービスの提供に係る端末設備を業として貸与する場合において、貸与を受ける者（契約者から貸与を受ける者に限りません。）が、下表の左欄に該当するときは、右欄の事由があるものとみなして取り扱います。

第 1 項第 26 号に規定する第 1 項第 24 号と同様の当社の承認を受けないとき	契約者による第 56 条第 1 項第 24 号の違反
不正利用防止法に違反したとき	契約者による不正利用防止法の違反

（PHS 契約者からの電気の提供）

第 57 条 当社が PHS 契約に基づき提供する端末設備（付加機能を提供するために PHS 契約者が指定する場所に設置する電気通信設備を含みます。）に必要な電気は、PHS 契約者から提供していただきます。

（PHS 契約者からの場所の提供）

第 58 条 付加機能を提供するための電気通信設備を PHS 契約者が指定する場所に設置するために必要な場所は、PHS 契約者に提供していただきます。

（電話番号の登録等のための端末設備の持込み）

第 59 条 PHS 契約者は、次の場合には、その端末設備（自営端末設備にあつては、移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 当社が提供する端末設備の設置、種類の変更、取りはずし、修理等の工事を行うとき。

(2) 電話番号の登録等を行うとき。

（閲覧）

第 60 条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインタフェース及び当社が提供する端末設備（付加機能を提供するために設置する電気通信設備を含みます。）に係るインタフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（PHS 契約者に係る個人情報の利用）

第 60 条の 2 当社は、PHS 契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報（PHS 契約者を識別できる情報をいいます。以下「PHS 契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2 当社は、PHS 契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は

PHS 契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。

ただし、当社がこの利用に関連して PHS 契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ PHS 契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその PHS 契約者に対して当該通知を行わないものとします。

- 3 前項の規定によるほか、当社は、PHS 契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

(PHS 契約者の氏名等情報の授受)

第 61 条 当社は、電気通信事業者からその契約約款の規定に基づき要請があった場合であってその電気通信事業者の電気通信サービスに係る料金の適用その他その電気通信事業者の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者が PHS 契約者（その電気通信サービスの利用に係る契約を締結し、又は契約の申込をしている者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等の情報を通知することがあります。

- 2 当社は、PHS 契約と他の電気通信事業者が提供している電気通信サービスの利用に係る契約が関連している場合であってそのウィルコム通信に係る料金の適用その他当社の業務の遂行上必要があると認めるときは、その電気通信事業者の契約約款の規定に基づき、その電気通信事業者からその契約を締結している者の氏名、住所及び電話番号等の情報の提供を受けることがあります。

(電気通信事業者への情報の通知)

第 62 条 ウィルコム通信契約者は、第 20 条（ウィルコム通信契約者が行うウィルコム通信契約の解除）若しくは第 22 条（当社が行うウィルコム通信契約の解除）の規定に基づきウィルコム通信契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（PHS 契約者を特定するために必要なもの及び支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

- 2 ウィルコム通信契約者は、別表付加機能(6)（文字メッセージ蓄積伝送機能）のケに規定する事由により第 56 条（利用に係る PHS 契約者の義務）第 1 項に規定する利用停止の措置を受けた場合は、電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号及び生年月日等の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

- 3 ウィルコム通信契約者は、第 29 条（利用停止）第 1 項（9）に規定する事由により利用停止の措置を受けた場合は、電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号及び生年月日等の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

- 4 ウィルコム通信契約者は、その契約者回線からのユーザ間情報通知に係る通信または文字メッセージ蓄積伝送機能もしくは文字メッセージ蓄積伝送機能 II 型に係る文字メッセージについて、その通信を受信した携帯電話事業者及び PHS 事業者の契約者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者及び PHS 事業者がその契約約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者及び PHS 事業者が、他の携帯電話事業者及び PHS 事業者(当社を含みます。)に当該通信を行ったウィルコム通信契約者に係る個人情報及び当該通信の内容を通知することに予め同意するものとします。

(協定事業者に係る料金回収代行の取扱い)

第 63 条 当社は、当社が別に定める協定事業者（以下「料金回収代行請求事業者」といいます。）及びウィルコム通信契約者（この条に定める料金回収代行に係る電気通信サービスの契約を締結しているウィルコ

ム通信契約者に限ります。以下この条において同じとします。)双方の合意に基づき、料金回収代行請求事業者が提供する電気通信サービスに係る料金について、料金回収代行請求事業者に代わって回収を行います。

この場合、ウィルコム通信契約者は、当社が料金回収代行請求事業者から料金の通知を受けることを承諾していただいたものとします。

- 2 当社は、前項の料金については、ウィルコム通信契約者に係る当社の料金と合わせて請求するものとし、料金表通則8及び9の規定に準じて取り扱います。
- 3 ウィルコム通信契約者が、第1項の料金について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、その料金の回収代行を中止し、ウィルコム通信契約者の氏名、住所及び電話番号等を料金回収代行請求事業者に通知します。
- 4 当社が前項に規定する通知を行った後ウィルコム通信契約者から料金の支払いがあった場合、当社は、そのウィルコム通信契約者から料金回収代行請求事業者に料金の支払いがあったことを確認のうえ、回収代行を行った料金をそのウィルコム通信契約者に返還します。

(相互接続番号案内接続)

第64条 当社は、別に定める方法により、当社が別に定める協定事業者(以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する相互接続番号案内による電話番号等の案内を行うための接続(以下「相互接続番号案内接続」といいます。)を行います。

ただし、番号案内事業者が発行する電話帳への記載を省略されている電話番号等については、案内されません。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第65条 PHS契約者は、相互接続番号案内接続を利用した場合は、料金表第1表第4(相互接続番号案内料)に規定する料金の支払いを要します。なお、相互接続番号案内料は、番号案内事業者の契約約款に規定する相互接続番号案内の料金とします。

- 2 当社は、相互接続番号案内料をウィルコム通信サービスの通話料と合算して請求します。
- 3 相互接続番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料の場合に準ずるものとします。

(インターネット接続サービスの利用等)

第66条 PHS契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供するインターネット接続サービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。)を利用することができます。

- 2 インターネット接続サービスの利用に係る1の通信において、その通信時間が一定時間を超えるとときは、協定事業者が定める基準に則り、その通信が切断されることがあります。
- 3 前項の場合のほか、当社は、インターネット接続サービスの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通話の品質を保証しません。
- 4 当社は、インターネット接続サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。
- 5 インターネット接続サービスの利用に関する料金の支払義務その他の取扱いについては、他社相互接続通話の場合に準ずるものとします。
- 6 当社は、事前にPHS契約者に通知することなく、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノ画像及び映像等に係るアドレスリスト(同団体が指定するイ

インターネット上の接続先情報のリストをいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

(緊急速報通知サービス)

第 67 条 当社は、気象庁の提供する緊急地震速報及び津波警報(気象業務法施行令(昭和 27 年 11 月 29 日政令第 471 号)第 4 条に定める地震動警報及び津波警報をいいます。)に基づき作成する情報(以下「緊急速報通知」といいます。)を、気象庁が緊急地震速報または津波警報の対象として指定する区域(通信を行うことができる区域に限ります。)に在圏する端末機器(緊急速報通知を受信することができる端末機器に限ります。)が接続された契約者回線に配信するサービスを提供します。

2 緊急速報通知の配信は、地震又は津波の到達に間に合わない場合があります。また、前項に規定する端末機器が、前項に規定する区域に在圏する場合であっても、緊急速報通知を受信できない場合があります。

3 緊急速報通知は、第 16 条(ウィルコム通信の利用の一時中断)又は第 29 条(利用停止)の規定にかかわらず、ウィルコム通信サービスの利用の一時中断をしている場合又は利用を停止されている場合であっても受信することができます。

4 緊急速報通知サービスの受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(合意管轄)

第 68 条 ウィルコム通信契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 13 章 付随サービス

(利用明細の送付等)

第 69 条 当社は、ウィルコム通信契約者から請求があったときは、その契約者に係るウィルコム通信サービスの利用明細を送付し、又はその契約者に係る料金等の支払明細書、その契約に係る預託金預かり証明書その他これらに類する証明書(以下「支払明細書等」といいます。)を発行します。

2 ウィルコム通信契約者は、前項の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第 2 表(付随サービスに関する料金)に規定する手数料及び送付の場合は郵送料(当社が別に算定する額)の支払いを要します。

(料金情報通知)

第 70 条 ウィルコム通信契約者は、当社が別に定めるところにより、その契約者回線に係る通話料(付加機能使用料(利用料に限ります。))及び当社が別に定める付随サービスに関する料金を含みます。)の料金月累計額の通知を受けることができます。

2 前項に規定する通知を受けているウィルコム通信契約者(ウィルコム通信の区別が無限定利用(料金種別が標準コースであるものを除きます。))又は総合利用型であるものを選択している場合に限ります。)は、その料金種別の取扱いに係る更新日(約款外通信サービスに係る契約約款に規定する更新日を含みます。)について、当社が別に定める方法により通知を受けることができます。

(通話料の分計請求等)

第 71 条 ウィルコム通信契約者は、通話料（通話時に端末機器のボタン操作により請求書の送付先を指定して行った通話に係る通話料に限ります。）の請求書の送付先として、主送付先のほかに 1 箇所追加することができます。

2 ウィルコム通信契約者は、前項の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第 2 表（付随サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

3 追加送付先へ送付した請求書に係る通話料が当社が別に定める期日までに支払われないときは、主送付先に再送付します。

4 前項の場合、当社は請求する通話料について第 44 条（延滞利息）の規定を適用します。

5 料金月の途中で送付先の追加又は廃止については、翌料金月の初日の追加又は当該料金月の末日の廃止として取り扱います。

ただし、ウィルコム通信契約の申込みと同時の追加又は契約解除と同時の廃止については、この限りではありません。

6 第 3 項の場合が繰り返し発生した場合又は追加送付先から要望があった場合は、当社はこの取扱いを廃止することがあります。

7 第 1 項に規定する通話料の分計請求の取扱いのほか、当社は、ウィルコム通信契約者からその契約に基づいて支払うべき料金の一部を分割しその分割した料金の請求書を主送付先とは別の送付先へ送付する請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がない場合に限り、その請求を承諾します。この場合、分割請求に関する手数料その他の取扱いについては、前各項の規定に準ずるものとします。

（同一請求書による請求）

第 72 条 当社は、ウィルコム通信契約者から、2 以上のウィルコム通信契約について同一請求書による料金等の請求の依頼があったときは、請求書送付先（支払者といいます。以下この条において同じとします。）を一にする同一請求書による請求の取扱いを行います。

2 ウィルコム通信契約者は、同一請求書による請求の取扱いを依頼するときは、支払者を指定のうえ、その支払者の合意を得て当社所定の書面を当社に提出していただきます。

3 当社は、同一請求書による支払者への料金等の請求をもって、当該同一請求書に係る個々のウィルコム通信契約者に料金等の請求を行うものとして承諾していただきます。また、支払者からの支払いをもって個々のウィルコム通信契約者からの支払いがなされたものとします。

4 当社は、料金月の中途において、ウィルコム通信契約者から同一請求書による請求又は廃止の依頼があった場合、その依頼があった料金月から請求又は廃止します。

5 当社は、支払者から同一請求書による請求の廃止の依頼があった場合、当該依頼に係るすべての契約者について、同一請求書による請求の取扱いを廃止します。

（情報料等回収代行）

第 73 条 有料情報サービス等（ウィルコム通信サービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る契約者回線のウィルコム通信契約者は、有料情報サービス等の提供者（以下「情報等提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金等（有料情報サービスの利用の際に、情報等提供者がお知らせする料金等及びその延滞利息をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報等提供者に代わって回収することを承諾していただきます。

2 前項の場合、ウィルコム通信契約者は、次の各号について合わせて承諾していただきます。

- (1) 当社がその情報等提供者に代わって回収する有料情報サービス等の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社は、当該有料情報サービス等の料金等の回収代行を中止します。この場合、当社は、有料情報サービス等の利用の際に情報等提供者がお知らせする有料情報サービス等の利用規約等に基づき当該料金等の回収代行を中止した旨の通知等を当該情報等提供者に対して行うとともに、情報等提供者が当該サービスの料金等の回収のために必要な PHS 契約者の情報等を当該有料情報サービス等の情報等提供者に通知するものとし、以降、情報等提供者が、有料情報サービス等の利用の際に当該情報等提供者がお知らせする有料情報サービス等の利用規約等に定める提供条件に基づき、自ら当該料金等を回収します。
- (2) 前号の場合において、当社は、情報等提供者から請求があったときは、当該契約者回線からの当該有料情報サービス等への接続を中止する措置を執ります。
- 3 ウィルコム通信契約者は、当社が指定するサービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、当社による有料情報サービス等の料金回収代行を、当社が別に定めるところにより、拒否することができます。
- 4 当社による有料情報サービス等の料金等の回収代行を拒否したウィルコム通信契約者が、当社が別に定めるところにより、当該回収代行を承諾する場合は、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- 5 当社は、第1項の規定により回収する有料情報サービス等の料金等（契約者回線から利用された有料情報サービス等であって、その契約者回線の契約者以外の者が利用した有料情報サービスの料金等を含みます。）については、通話料及びその延滞利息に含めてウィルコム通信契約者に請求します。この場合、その利用に係る契約者回線の通話料に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- 6 前項の場合において、請求する有料情報サービス等の料金は、当社の機器により計算します。
- 7 当社は、有料情報サービス等で提供される情報等の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

（情報提供サービス）

- 第74条 当社はウィルコム通信サービスを利用することにより、あらかじめ作成された情報等の提供を受けられるサービス（以下「情報提供サービス」といいます。）を提供します。
- 2 情報提供サービスを利用することができる時間帯等については、当社が別に定めるところにより、制限される場合があります。
 - 3 当社は、情報提供サービスで提供される情報等に起因する損害については、責任を負いません。

（請求書の送付）

- 第75条 当社は、PHS 契約者から請求があったときは、その PHS 契約者に係るウィルコム通信サービスの料金等の請求書を送付します。なお、PHS 契約者（ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択しているものに限ります。）から請求があったときは、当該ウィルコム通信サービスの料金等の請求書に加え、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの料金等の請求書を送付します。
- 2 前項のほか、当社は、PHS 契約者又は第40条の2（PHS 契約者以外の者による料金の支払い）第1項に規定する支払者が契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）は、請求書を発行

します。

3 第40条の2（PHS契約者以外の者による料金の支払い）第2項の規定により、PHS契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、PHS契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書をPHS契約者の住所に送付することとします。

4 PHS契約者（当社が別に定める者を除きます。）は、第1項の請求をし、その承諾を受けたとき又は第2項若しくは前項に規定する請求書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第2表（付随サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

料金表

(料金表目次)

通 則

第1表 料金（付随サービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

- 1 適用
- 2 料金額

第2 付加機能使用料

- 1 適用
- 2 料金額

第3 通話料

- 1 適用
- 2 料金額

2-1 2-2～2-11 以外のもの

2-2 契約者回線からの非音声通信に係るもの（2-6及び2-7以外のもの）

2-3 契約者回線から端末系事業者の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）への通話に係るもの（2-6以外のもの）

2-4 契約者回線から協定事業者のIP電話サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線等への通話に係るもの

2-5 契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの

2-6 契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであって、当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線等への通信に係るもの

2-7 契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるものに限ります。）への通話に係るもの

2-8 契約者回線等へ着信した通話（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの公衆電話から行った通話に限ります。）に係るもの

2-9 ユーザ間情報通知に係るもの

2-10 パケット通信に係るもの（2-6及び2-7以外のもの）

2-11 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスから契約者回線等への通話に係るもの

第4 相互接続番号案内料

- 1 適用
- 2 料金額

第5 削除

第6 ユニバーサルサービス料

第7 手続きに関する料金

- 1 適用
- 2 料金額

第2表 付随サービスに関する料金

別表 付加機能

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、PHS 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、通話料及び相互接続番号案内料は、料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等及び通話料のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の起算日以外の日により契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日により契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日によりウィルコム通信の区別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。
この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第36条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合、第36条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 2の(6)の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月について行います。
- 5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、通話料については通話の種類にかかわらずそのすべての料金を合計した額により、支払いを請求します。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この約款において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

- 8 PHS 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金について、PHS 契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 約款の規定により、この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、以下に規定する料金については、この限りではありません。
 - (1) 第1表（料金（付随サービスの料金を除きます。））第3（通話料）の2（料金額）の2-8（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの公衆電話から契約者回線等への通話に係るもの）

(料金の減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

第1表 料金（付随サービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用											
(1) 基本使用料の料金種別	<p>ア 当社は、ウィルコム通信については、2（料金額）の2-1（ウィルコム通信に係るもの）に規定する料金額を基本使用料として適用します。</p> <p>イ 新トリプルプランは、3以上のウィルコム通信契約（その契約者回線に係る料金が同一の請求書により請求されるものに限り、）を締結するウィルコム通信契約者からの申し込みがあった場合のみ選択することができます。</p> <p>ウ 新定額プランSは、ウィルコム通信契約者が、個人の場合のみ選択することができます。</p> <p>エ 当社は、ウィルコム通信契約者から料金種別の変更の申出があったときは、その申出により当社が必要な登録を完了した日の翌日から変更後の料金種別の料金額を適用します。この場合、その申出が端末設備の変更と同時に進められたときは、この限りではありません。</p> <p>オ 前項の変更があった場合、キに規定する期間については、変更前に選択していた料金種別の期間と合算して適用する場合があります。</p> <p>カ 新定額プランSを選択したウィルコム通信契約者は、料金種別の変更をすることができません。</p> <p>キ ウィルコム通信の区別が無限定利用（料金種別が標準コースであるものを除きます。）であるものについては、次表に規定する期間において、当社からウィルコム通信の提供を受けることを条件に選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="480 909 1289 1088"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新つなぎ放題コース</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>新定額プラン</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>新トリプルプラン</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>新定額プランS</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク キに規定する料金種別は、その届出により当社がウィルコム通信の提供を開始した日（その契約が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日）から起算して、キに規定する年数を経過することとなる日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。</p> <p>ケ 当社は、前項の規定により、キに規定する料金種別の取扱いが満了した場合は、当社が定める方法にてあらかじめその契約を更新しない旨の通知を受けているとき（ウィルコム通信の区別が総合利用型を選択している場合は、約款外通信サービスについて、その約款外通信サービスの契約約款に基づき、約款外通信サービスの契約を更新しない旨の通知を同時に受けているときに限り、）を除き、満了日の翌日（以下「更新日」）にその取扱いを更新します。</p>	料金種別	期間	新つなぎ放題コース	2年	新定額プラン	1年	新トリプルプラン	1年	新定額プランS	1年
料金種別	期間										
新つなぎ放題コース	2年										
新定額プラン	1年										
新トリプルプラン	1年										
新定額プランS	1年										
(2) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引とは、ウィルコム通信（標準コースのものに限り、）の利用年数に応じて、そのウィルコム通信に係る基本使用料について、イの表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、料金月の起算日において、契約者回線の提供を開始した日から起算して次表の左欄に規定する期間を経過したときは、その料金月の基本使用料について長期利用割引を適用します。</p> <p>この場合において、経過期間の算定にあたっては、そのウィルコム通信の区別又は選択していた料金種別が現在のものと異なっていた期間についても、経過期間に算入します。</p> <table border="1" data-bbox="504 1861 1300 1984"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年を超え2年以内の場合</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2年を超え3年以内の場合</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.07を</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	割引額	1年を超え2年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.05を乗じて得た額	2年を超え3年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.07を				
経過期間	割引額										
1年を超え2年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.05を乗じて得た額										
2年を超え3年以内の場合	2（料金額）の規定の額に0.07を										

			乗じて得た額										
	3年を超えた場合		2 (料金額) の規定の額に 0.1 を乗じて得た額										
	<p>ウ 利用の中断があったときは、その一時中断中の期間についても、経過期間に算入します。</p> <p>エ ウィルコム通信利用権の譲渡があったときは、譲渡前のウィルコム通信に係る経過期間を、譲受後のウィルコム通信に係る経過期間とみなして経過期間を算定します。</p>												
(3) 指定複数回線割引の適用【ファミリーパック】	<p>ア 指定複数回線割引とは、ウィルコム通信契約者から申出があった場合、そのウィルコム通信契約者が指定する契約者回線（その料金が同一の請求書により請求されるものに限り、）に係る基本使用料（新定額プランに限り、）について、2 (料金額) 2-1 (ウィルコム通信に係るもの) の規定にかかわらず、次に規定する割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約回線数</th> <th>割引回線</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2回線</td> <td>1回線目</td> <td rowspan="2">2,427円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>2回線目</td> </tr> <tr> <td>3回線以上</td> <td>全回線</td> <td>2,096円 (税抜)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社はアの申出があった場合、当社の業務遂行上支障がある場合を除き、その申出を承諾します。</p> <p>ウ 指定複数回線割引は、ウィルコム通信契約者から料金種別の変更に伴いアの申出を受けた場合、その申出があった日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>エ ウィルコム通信契約者から指定複数回線割引の解除の申出があった場合（ウィルコム通信契約の解約と同時の場合を除きます。）、解除の申出があった日の属する料金月の前料金月の末日まで適用するものとします。</p>			契約回線数	割引回線	料金額	2回線	1回線目	2,427円 (税抜)	2回線目	3回線以上	全回線	2,096円 (税抜)
契約回線数	割引回線	料金額											
2回線	1回線目	2,427円 (税抜)											
	2回線目												
3回線以上	全回線	2,096円 (税抜)											
(4) 医療・社会福祉等特別回線割引の適用【ハートフルサポート】	<p>ア 医療・社会福祉等特別回線割引とは、別記1の(1)に規定する条件に合致するウィルコム通信契約者（新定額プランであるものに限り、以下、この欄において同じとします。）から申出があった場合、その契約者回線（新定額プランであるものに限り、以下、この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、2 (料金額) の2-1 (ウィルコム通信に係るもの) の規定にかかわらず、2,096円 (税抜) とすることとします。</p> <p>イ 医療・社会福祉等特別回線割引は、ウィルコム通信契約者からアの申出を受けた日の属する料金月から適用します。</p> <p>ウ 当該契約者回線について、医療・社会福祉等特別回線割引の対象となる期間が1料金月に満たない場合は、その対象となる期間に係る基本使用料について、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.2411を乗じて得た額の割引を行います。</p>												
(5) 医療・社会福祉法人等特別回線割引の適用	<p>ア 医療・社会福祉等特別回線割引とは、別記1の(2)に規定する条件に合致するウィルコム通信契約者（新定額プランであるものに限り、以下、この欄において同じとします。）から申出があった場合、その契約者回線（新定額プランであるものに限り、以下、この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、2 (料金額) の2-1 (ウィルコム通信に係るもの) の規定にかかわらず、1,904.7円 (税抜) とすることとします。</p> <p>イ 医療・社会福祉等特別回線割引は、ウィルコム通信契約者が法人の場合、10以上の契約者回線が同一の請求書により請求される場合に限り適用します。</p> <p>ウ 医療・社会福祉等特別回線割引は、ウィルコム通信契約者からアの申出を受けた日の属する料金月から適用します。</p> <p>エ 当該契約者回線について、医療・社会福祉等特別回線割引の対象となる期間が1料金月に満たない場合は、その対象となる期間に係る基本使用料について、アの規定にかかわらず、通則第2項の規定により日割した額に0.3103を乗じて得た額の割引を行います。</p>												

2 料金額

2-1 ウィルコム通信に係るもの

(1 契約ごとに月額)

ウィルコム通信の区別	料金種別	料金額
無限定利用	標準コース	2,700 円 (税抜)
	新つなぎ放題コース	3,696 円 (税抜)
	新定額プラン	2,762 円 (税抜)
	新トリプルプラン	1,810 円 (税抜)
	新定額プランS	1,381 円 (税抜)
通話相手先限定利用 (安心だフォン・Two LINK DATA)		980 円 (税抜)
総合利用型		1,381 円 (税抜)

(注) 当社が別に定める総合利用型については、基本使用料の支払いを要しません。

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) 総合利用型を選択している場合における付加機能使用料の適用	ウィルコム通信契約者が第1（基本使用料）の2（料金額）の2-1（ウィルコム通信に係るもの）に規定する総合利用型を選択している場合における付加機能使用料の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。 この場合、その付加機能使用料に関する取扱いについては、この約款に定めるところによります。

2 料金額

区 分		単 位		料 金 額
留守番電話機能 【留守番電話サービス】	固定料	1 契約者回線ごとに月額		100 円 (税抜)
	利用料	1 録音メッセージごとに		20 円 (税抜)
		1 再生メッセージごとに		10 円 (税抜) にメッセージ再生時間 30 秒までごとに 10 円 (税抜) を加えて得た額
文字メッセージ蓄積伝送機能 (ユーザ間情報通知による伝送機能)	固定料	1 契約者回線ごとに月額		300 円 (税抜)
文字メッセージ蓄積伝送機能 II 型 (ユーザ間情報通知による伝送機能)	固定料	1 契約者回線ごとに月額		300 円 (税抜)
着信短縮ダイヤル機能 【クイックダイヤルサービス】	固定料	1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通話の発信を許容する地域(以下「発信許容区域」といいます)として、当社が全国を 9 に分けて定めた区域 (以下「サービス区域」といいます。)の 1 の区域を指定した場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに月額	20,000 円 (税抜)
		発信許容区域として、2 以上のサービス区域を指定した場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに月額	30,000 円 (税抜)

パケット接続変換機能	基本額	1の接続番号を使用する場合	月額	15,000円(税抜)
		2又は3の接続番号を使用する場合	月額	30,000円(税抜)
	I型	IPアドレスの割当を当社のパケット接続変換装置で行う場合	1接続番号につき29IPアドレスまでごとに月額	3,000円(税抜)
			IPアドレスの割当をウィルコム通信契約者の電気通信設備で行う場合	パケット接続変換装置に設定する同時接続可能数50までごとに月額
			パケット接続変換装置に設定する同時接続可能数250までごとに月額	20,000円(税抜)
		II型	1接続番号につき60IPアドレスまで、又は同時接続可能数60まで月額	6,000円(税抜)
			1接続番号につき124IPアドレスまで、又は同時接続可能数124まで月額	12,000円(税抜)
			1接続番号につき252IPアドレスまで、又は同時接続可能数252まで月額	24,000円(税抜)
			1接続番号につき508IPアドレスまで、又は同時接続可能数508まで月額	51,000円(税抜)
	1接続番号につき1016IPアドレスまで、又は同時接続可能数1016まで月額	105,000円(税抜)		
	1接続番号につき1524IPアドレスまで、又は同時接続可能数1524まで月額	156,000円(税抜)		
固定料	加算額			

文字メッセージ 大量伝送機能 【WakeOn サービス】	プラン A	固 定 料	1 送信設備ごとに月額		15,000 円 (税抜)
		利 用 料	伝送先契約者回 線に係るもの	1 伝送先契 約者回線ご とに月額	50 円 (税抜)
			送達結果通知に 係るもの	1 送達結果 通知ごとに	2 円 (税抜)
	プラン B	固 定 料	1 送信設備ごとに月額		100,000 円 (税抜)
		利 用 料	1 送達結果通知ごとに		1.5 円 (税抜)
	ID 認証接続機能 【AIR-EDGE アクセスポイン ト認証サービス】	固 定 料	契約者回線に付与する 1 ID ご とに月額		100 円 (税抜)
データ圧縮機能 I 型 【AIR-EDGE 高速化サービ ス】	利 用 料	1 契約者回線ごとに月額		300 円 (税抜)	
電話会議機能 【AIR-CONFERENCE】	利 用 料	60 秒までごとに		20 円 (税抜)	
位置情報通知機能	固 定 料	1 契約者回線ごとに月額		300 円 (税抜)	
	利 用 料	1 位置情報通知ごとに		5 円 (税抜)	
特定電話番号着信通知機能 【モバイル迷惑電話チェッ カー】	固 定 料	1 契約者回線ごとに月額		200 円 (税抜)	
通話中着信機能 【割込通話】	固 定 料	1 契約者回線ごとに月額		200 円 (税抜)	

第3 通話料

1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1) 料金額の設定	<p>ア 2 (料金額) に定める料金額は、この料金表において別段の規定がある場合を除き、当社の通話と他社相互接続通話とを合わせて、当社が設定する額とします。</p> <p>イ 当社が設定する通話料は、当社又は協定事業者が測定した通話時間又は情報量とこの料金表の規定とに基づいて算出します。</p>
(2) 通話区域の設定	<p>ア 当社は全国を、その地域の社会的経済的諸条件、地勢及び行政区画を考慮して通話の交流上おおむね一体と認められる密接な関係にある地域に分けて通話区域を定めます。</p> <p>イ 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、当該通話区域及びその通話区域と隣接する他の通話区域を表示する一覧表並びに全国の通話区域の一覧表を閲覧に供します。</p>
(3) 通話地域間距離の測定	<p>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社が別に定めるところにより、全国の区域を一边2キロメートルの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通話地域間距離の測定のための起算点（以下「距離測定起算点」といいます。）となる方形区画は、移動無線装置等が接続されている無線基地局設備、（当社が別に定める従たる無線基地局設備については、その無線基地局設備が接続されている主たる無線基地局設備とします。）、又は契約者回線等（移動無線装置等と無線基地局設備との間に設定される電気通信回線を除きます。）が収容されている協定事業者の事業所（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの利用においては、その利用に係る電気通信回線の終端とします。）が所在する通話区域内の当社が指定する方形区画とし、当社が指定するサービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。</p> <p>ウ 通話地域間距離は、双方の距離測定起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$ <p style="text-align: center;">= 通話地域間距離 （キロメートル）</p>
(4) 通話地域区分又は通話地域間距離の適用	<p>通話地域区分（通話地域区分がその他の地域である場合の通話地域間距離を含みます。）は、通話を開始した時点のものを適用し、その通話が終了するまで変更しません。</p>

<p>(5) 離島に関する通話料金の特例</p>	<p>ア 離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）にあつて当社が指定する通話区域の区域内にある契約者回線等と、その離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する通話区域の区域内にある契約者回線等との間の通話については、両通話区域が隣接しているものとみなして取り扱います。</p> <p>イ 沖縄県にある通話区域内の契約者回線等と鹿児島県にあつて当社が指定する通話区域の区域内にある契約者回線等との間の通話については、両通話区域が隣接しているものとして取り扱います。</p> <p>ウ 沖縄県にある通話区域内の契約者回線等とそれ以外の通話区域内の契約者回線等との間の通話（イに該当する通話を除きます。）については、沖縄県にある通話区域の距離測定起算点となる方形区画をイにおいて当社が指定する通話区域の距離測定起算点となる方形区画とみなして算出した通話地域間距離の料金を適用します。</p> <p>ただし、その算出した通話地域間距離が（3）の規定によって算出した通話地域間距離を越える場合を除きます。</p> <p>エ 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、ア及びイにおいて指定する通話区域内を閲覧に供します。</p>
<p>(6) 自動着信転送機能を利用している場合の通話の取扱い 【着信転送サービス】</p>	<p>自動着信転送機能を利用している移動無線装置への通話及び自動着信転送機能により転送される通話については、それぞれ、その通話をその通話の発信元から自動着信転送機能を利用している移動無線装置への通話及びその移動無線装置からその通話の転送先への通話とみなして取り扱います。この場合において、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を無線基地局設備が確認できなかったときは、その直前に確認できた地域における移動無線装置との通話とみなして適用します。</p>
<p>(7) ユーザ間情報通知に係る通信料金の取扱い</p>	<p>ア PHS 契約者は、契約者回線と契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）との間において又は携帯電話サービスに係る契約者回線若しくは他社契約者回線に対して、通話を行う際に又は単独に、制御信号を利用して通信を行うこと（以下「ユーザ間情報通知」といいます。）ができます。</p> <p>ただし、着信者がその通信を拒む場合は、この限りではありません。</p> <p>イ ユーザ間情報通知を利用して送信可能な情報量は、1制御信号につき最大128オクテットとします。</p> <p>ウ 契約者回線からのユーザ間情報通知が通話と同時に行われたときは、そのユーザ間情報通知の情報量は、課金の対象としません。</p>
<p>(8) 通話時間又は情報量の測定等</p>	<p>ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間はアの通話時間に含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者に起因しない理由（電波伝播条件によるものを除きます。）により、通話の途中に一時通話ができなかった時間</p> <p>(イ) (ア)に規定する理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される第3（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間</p> <p>ウ ユーザ間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない場合により、課金対象情報が通信の相手先に到着しなかった場合には、その情報については、情報量の測定から除きます。</p> <p>ただし、契約者回線と契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）との間のユーザ間情報通知については、無線基地局設備からの情報の送信又は無線基地局設備への情報の到着の確認をもって、その情報は通信の相手先に到着したものとみなします。</p> <p>エ アの規定は、パケット通信における課金対象通信時間（到着したパ</p>

	<p>ケットを直ちに伝送する等のため仮想的な回線を設定している時間をいいます。)の測定において準用します。</p> <p>この場合において、通話できる状態にした時刻は当社のケット接続変換装置へ接続した時刻とし、その通話をできない状態にした時刻には当社が定める基準に則り当社がその通信をできないようにした時刻を含みます。</p> <p>オ パケット通信における課金対象パケットの情報量(制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。)は、当社の機器において測定します。この場合において、回線の故障等通信の発信者又は着信者に起因しない理由により、課金対象パケットが通信の相手先(パケット接続変換装置をいいます。)に到着しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。</p> <p>カ パケット通信に係る通信料(情報量に応じて課金するものに限ります。)については、課金単位パケット(128バイトの情報量をいいます。以下同じとします。)を単位として適用します。</p>												
<p>(9) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用</p>	<p>ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="576 797 1265 965"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="576 1061 1265 1256"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間 帯	昼 間	午前8時から午後7時までの間	夜 間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	区 分	時 間 帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間
区 分	時 間 帯												
昼 間	午前8時から午後7時までの間												
夜 間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
区 分	時 間 帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間												
<p>(10) 料金種別新つなぎ放題コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア ウィルコム通信契約者(新つなぎ放題コースを選択している者に限ります。以下この欄において同じとします。)は、パケット通信を利用することができます。</p> <p>イ ウィルコム通信契約者は、2の規定にかかわらず、契約者回線からのパケット通信については、その通信料金(ウに規定する接続通話料を除きます。)の支払いを要しません。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、ウィルコム通信契約者は、契約者回線からのパケット通信(2の2-6(契約者回線から協定事業者の電気通信サービス(インターネット接続等に係る電気通信サービスであって当社が別に定めるもの)に限ります。)に係る契約者回線への通信に係るもの)の(2)(協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの)に規定するパケット通信に限ります。)について、同(2)の料金額の表のイ(接続通信料)に規定する額(その額が1,500円(税抜)を超えるときは1,500円(税抜))の接続通話料の支払いを要します。この場合、2の2-6の(2)に規定するパケット通信料金の課金を開始した日から、その日が属する料金月の翌料金月末日までの間について、その間の接続通信料の支払いは要しません。</p> <p>エ パケット通信以外の通話に係る通話料の支払いについては、料金種別標準コースを選択して回線交換通信を利用するウィルコム通信契</p>												

	<p>約者の場合に準じて取り扱います。</p> <p>オ ウィルコム通信契約者が1契約ごとに月額 934 円（税抜）の定額料金（以下この欄において「定額料金」といいます。）を支払う場合、契約者回線からの通話に係る通話料金のうち次のものについては、それぞれ次により算定した額を料金額とします。</p> <p>（ア）契約者回線（当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。）への通話（当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。）については、2（料金額）に掲げる2-1（2-2～2-10以外のもの）の(3)（料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの）若しくは2-7（契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるものに限ります。）の電話会議装置への通話に係るもの又は(17)（短時間通話に関する通話料の適用）の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>この場合、1の通話（2-7（契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるものに限ります。）の電話会議装置への通話を除きます。）につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに9.99円（税抜）として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>（イ）他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話については、2に掲げる2-1の(3)、2-2の(4)（料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話）、2-3の(4)（料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話）もしくは2-4の(4)（料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話）の規定に関わらず30秒までごとに9.99円（税抜）とします。</p> <p>（ウ）他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話については、2に掲げる2-5の(4)（料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話）の規定に関わらず30秒までごとに12.48円（税抜）とします。</p> <p>（エ）契約者回線への通話（当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。）については、2（料金額）に掲げる2-2（契約者回線からの非音声通信に係るもの）の規定に関わらず支払いを要しません。</p> <p>（オ）文字情報蓄積伝送装置への通信については、2-7の表の規定に関わらず支払いを要しません。</p> <p>カ オに規定する定額料金については、約款又はこの料金表において別段の規定がある場合を除き、これを付加機能使用料（月額料金に限ります。）とみなして取り扱います。</p>
<p>(11) 料金種別新定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア ウィルコム通信契約者が第1（基本使用料）の2（料金額）の2-1（ウィルコム通信に係るもの）に規定する新定額プランを選択している場合における契約者回線（以下この欄において「ウィルコム通信契約者の契約者回線」といいます。）からの通話に係る料金は、次により適用します。</p> <p>（ア）契約者回線（当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。（イ）、（ウ）、（エ）、（ク）及びビイにおいて同じとします。）又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）への通話（当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。）については、2（料金額）に掲げる2-</p>

1 (2-2~2-10 以外のもの) の(2) (料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話)、2-2 (契約者回線からの非音声通信に係るもの) の(2) (料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの) 若しくは2-7 (契約者回線から当社が設置した電気通信設備 (当社が別に定めるものに限ります。)) の電話会議装置への通話に係るもの又は(17) (短時間通話に関する通話料の適用) の規定にかかわらず、支払いを要しません。この場合、1の通話(2-7 (契約者回線から当社が設置した電気通信設備 (当社が別に定めるものに限ります。)) の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに10円(税抜)として算定した額の通話料の支払いを要します。

(イ) 契約者回線又は他社契約者回線 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話 (当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒以下の通信に限ります。) については、支払いを要しません。

(ウ) 契約者回線への通話 (当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。) については、2 (料金額) に掲げる2-2 (契約者回線からの非音声通信に係るもの) の(2) (料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの) の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(エ) 文字情報蓄積伝送装置又は当社が別に定める接続事業者の電気通信設備への通信 (パケット通信に限ります。) については、2に掲げる2-7 (契約者回線から当社が設置した電気通信設備 (当社が別に定めるものに限ります。) への通話に係るもの) の表又は(17) (短時間通話に関する通話料の適用) の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(オ) 文字情報蓄積伝送装置への通信 (回線交換通信に限ります。) については、2に掲げる2-7の表又は(16) (料金種別の変更時等に係る通話料金の適用) の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(カ) 文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型への通信については、2に掲げる2-7の表又は(16) (料金種別の変更時等に係る通話料金の適用) の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(キ) 総合情報蓄積伝送装置への通信については、2に掲げる2-7の表又は(16) (料金種別の変更時等に係る通話料金の適用) の規定にかかわらず、次により適用します。

料 金 額 (1課金単位/パケットごとに)
0.08 円 (税抜)

(ク) 契約者回線へのユーザ間情報通知 (当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。) については、2 (料金額) に掲げる2-9 (ユーザ間情報通知に係るもの) (2-9の(1)のウを除きます。) の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(ケ) 2に掲げる2-10 (パケット通信に係るもの (2-6及び2-7以外のもの)) に係るパケット通信については、2-10の表の規定にかかわらず、次により適用します

料 金 額 (1 課金単位/バケットごとに)	
0.08 円 (税抜)	
(コ) (キ)、(ケ) それぞれの規定に基づき計算した料金月累計額は、それぞれの料金月累計額を合算した額が 2,667 円(税抜)を超える場合、その超える額について支払いを要しないものとします。 (サ) その他の通信については、2 (料金額) に掲げる当該料金表の規定により算定した額を料金額とします。	
イ ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話 (契約者回線 (当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。) への通話に限ります。) 又は他社契約者回線への通話については、1 の通信において、その通信時間が連続して 16 時間を超える場合、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。	
ウ ウィルコム通信契約者が料金種別新定額プランを選択している契約について 1 契約ごとに月額 1,000 円 (税抜) の月額定額料金 (以下、この欄において「月額定額料金」といいます。) を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下とおりとします。	
(1) 契約者回線からの通話の料金月累計額のうち、2,000 円(税抜) (以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。) を超える金額についてのみ支払いを要するものとします。 この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	
(2) (1) の規定は、アの(ア)から(コ)の規定により算定した額を含まないものとします。この場合、アの(ア)に規定する 1 の通話につき連続して 165 分を超える通話については、この限りではありません。	
(3) 料金月累計額が月額定額料金未満の場合、同一の請求書により請求される複数の当社が別に定める料金種別を選択しているウィルコム通信契約者の契約者回線間において、申し出がない限り、相互にその月額定額料金に満たなかった額を(1)の支払いを要する額に充当するものとします。	
(4) ウィルコム通信契約者が、月額定額料金を支払う場合、エ、オ及びカの規定は適用しません。	
エ ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額プランを選択している契約について 1 契約ごとに月額 934 円 (税抜) の月額料金 (以下、この欄において「月額固定料金」といいます。) を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下のとおりとします。	
(1) 次に該当する場合、当該ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5) 及び(6) の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。 1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合 2) 当社が(3) の規定に基づき当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5) 及び(6) の規定に基づく取扱を停止し、停止後一定期間が経過していない場合	
(2) ウィルコム通信契約者が、月額固定料金を支払う場合、ウ、オ及びカの規定は適用しません。	
(3) ウィルコム通信契約者が次の通信を行った場合、当社は、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5) 及び(6) の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。また、次の通信を行った	

	<p>ことにより、エの規定に基づくウィルコム通信サービスの提供が困難であると当社が判断した場合、当社は、次の通信を行ったウィルコム通信契約者からの次の通信に該当する通信（当社が判断するものに限り、）について、ウィルコム通信サービスの利用の中止を行い、また、第29条（利用停止）に準じて、当該ウィルコム通信契約者にかかるウィルコム通信サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>1) 第56条第1項第4号に基づき第29条第1項第5号の適用があるかどうかに関わらず、第56条第1項第4号に該当する行為により実施される通信</p> <p>2) 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するもの</p> <p>3) ウィルコム通信契約者が、通信する行為の対価として第三者から収益を得る場合の通信</p> <p>4) 通話以外の用途において利用する通信</p> <p>5) 契約者が行う通信について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの</p> <p>(4) ウィルコム通信契約者は、当社において当該ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行うものものとします。</p> <p>(5) 次の1)から4)に掲げる料金表第1表（料金）第3（通話料）の2（料金額）の規定にかかる通話に関する通話料は、料金表の規定にかかわらず、1の通話につき通話時間が10分以内の場合、その支払いを要しません。</p> <p>1) 2-1（2-2～2-10以外のもの）の(2)（料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限り、）への通話に係るもの）</p> <p>2) 2-3（契約者回線から端末系事業者の契約者回線等（当社が別に定めるものに限り、）への通話に係るもの（2-6以外のもの））の(2)（料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの）</p> <p>3) 2-4（契約者回線からIP電話サービス（当社が別に定めるものに限り、）に係る契約者回線等への通話に係るもの）の(2)（料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの）</p> <p>4) 2-5（契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの）の(2)（料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの）</p> <p>(6) (5)の規定に関わらず、次の(ア)又は(イ)の規定にかかる通話については、(5)の1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。</p> <p>(ア) 1の通話につき連続して10分を超えて通話が継続ときは、その10分を超える通話時間</p> <p>(イ) 通話回数の総数が料金月ごとに500回を超えた場合、その500回を超えた通話</p> <p>なお、通話回数の総数を計算する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その通話回数の総数を計算する日数に応じて、500回を日割りして適用します。この際1回未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
--	--

	<p>(7) ウィルコム通信契約者が行う次の通話については、(5)及び(6)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動着信転送機能において転送先に転送される通話 2) 当社がホームページまたはその他当社が別途定める方法により公表する特定の電話番号（一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号等）または特定の発信先への通話 3) 他社着信転送サービス（他の電気通信事業者が有する電話番号（以下「転送元電話番号」といいます。）を介して他の電話番号に着信する通話を主たる目的として、転送元電話番号を有する電気通信事業者が提供する電気通信サービスをいいます。）にかかると通話（当社が認めるものに限ります。） 4) 当社以外が提供する電話サービスの利用にあたり接続する電話番号への通話 <p>(8) (6)の通話料の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる場合があります。</p> <p>(9) (1)又は(3)の規定に掲げる事由に該当する通信が行われた場合、その通信があったと当社が認めた日から、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱が停止されていたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を契約者に請求します。</p> <p>オ ウィルコム通信契約者（法人に限ります。）が料金種別新定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額934円（税抜）の月額料金（以下、この欄において「月額指定料金」といいます。）を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下とおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次に該当する場合、当該ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合 2) 当社が(3)の規定に基づき当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱を停止し、停止後一定期間が経過していない場合 (2) ウィルコム通信契約者が、月額指定料金を支払う場合、ウ及びエの規定は適用しません。 (3) ウィルコム通信契約者が次の通信を行った場合、当社は、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第56条第1項第4号に基づき第29条第1項第5号の適用があるかどうかに関わらず、第56条第1項第4号に該当する行為により実施される通信 2) 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するもの 3) ウィルコム通信契約者が、通信する行為の対価として第三者から収益を得る場合の通信 4) 通話以外の用途において利用する通信 5) 契約者が行う通信について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの (4) ウィルコム通信契約者は、当社において当該ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場
--	--

	<p>合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行うものとしします。</p> <p>(5) 契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスを選択している他者契約者回線への通話にかかる通話料については、支払いを要しません。この場合、1の通話につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに10円(税抜)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>(6) ウィルコム通信契約者が行う次の通話については、(5)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとしします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 自動着信転送機能において転送先に転送される通話 2) 当社がホームページ又はその他当社が別途定める方法により公表する特定の電話番号(一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号等)又は特定の発信先への通話 3) 他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号(以下「転送元電話番号」といいます。)を介して他の電話番号に着信する通話を主たる目的として、転送元電話番号を有する電気通信事業者が提供する電気通信サービスをいいます。)にかかる通話(当社が認めるものに限りします。) 4) 当社以外が提供する電話サービスの利用にあたり接続する電話番号への通話 <p>(7) (1)又は(3)の規定に掲げる事由に該当する通信が行われた場合、その通信があったと当社が認めた日から、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱が停止されていたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を契約者に請求します。</p> <p>カ ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額プランを選択している契約について1契約ごとに月額1500円(税抜)の月額料金(以下、この欄において「月額固定料金S」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下のとおりとしします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次に該当する場合、当該ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)の規定に基づく取扱をしないことができるものとしします。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合 2) 当社が(3)の規定に基づき当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱を停止し、停止後一定期間が経過していない場合 (2) ウィルコム通信契約者が、月額固定料金Sを支払う場合、ウ、エ及びオの規定は適用しません。 (3) ウィルコム通信契約者がエの(3)の1)から5)に規定する通信を行った場合、当社は、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱を停止することができるものとしします。また、エの(3)の1)から5)に規定する通信を行ったことにより、カの規定に基づくウィルコム通信サービスの提供が困難であると当社が判断した場合、当社は、エの(3)の1)から5)に規定する通信を行ったウィルコム通信契約者からの次の通信に該当する通信(当社が判断するものに限りします。)について、ウィルコム通信サービスの利用の中止を行い、また、第29条(利用停止)に準じて、当該ウィルコム通信契約者にかかるウィルコム通信サービスの利用を停止することができるものとしします。 (4) ウィルコム通信契約者は、当社において当該ウィルコム通信契約
--	--

	<p>者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行うものとします。</p> <p>(5) エの(5)の1)から4)に掲げる料金表第1表(料金)第3(通話料)の2(料金額)の規定にかかる通話に関する通話料は、料金表の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p> <p>(6) ウィルコム通信契約者が行うエの(7)の1)から4)に規定する通話については、(5)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。</p> <p>(7) 契約者回線からのパケット通信については、料金表第1表(料金)第3(通話料)の2(料金額)の2-6、2-7及び2-10の規定にかかるパケット通信料は、料金表の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p> <p>(8) 当社は、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。</p> <p>(9) 契約の解除又は月額固定料金Sを支払わない旨を申し出た場合、日割りの適用を行いません。</p> <p>(10) (1)又は(3)の規定に掲げる事由に該当する通信が行われた場合、その通信があったと当社が認めた日から、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱が停止されていたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を契約者に請求します。</p> <p>キ 月額定額料金、月額固定料金、月額指定料金及び月額固定料金Sについては、約款又はこの料金表において別段の定めがある場合を除き、これを付加機能使用料とみなして取り扱います。</p>
<p>(12) 料金種別新トリプルプランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>料金種別新トリプルプランについては、(11)(料金種別新定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のオ、イ、ウ(4を除く。)、オ及びカの規定について、この欄において準用します。</p> <p>この場合、同(11)のオの(ア)及び(ウ)並びにオの(5)については、以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>アの(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)、(ウ)、(エ)、(ク)及びイにおいて同じとします。)又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-10以外のもの)の(3)(料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)、2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(3)(料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(17)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません(21時から1時前までの間の通話に係る通話料を除きます。)。この場合、1の通話(2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに9.523円(税抜)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p>

	<p>アの(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(3)(料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>オの(5) 契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスを選択している他者契約者回線への通話にかかる通話料については、支払いを要しません(21時から1時前までの間の通話に係る通話料を除きます。)。この場合、1の通話につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに9.523円(税抜)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p>
<p>(13) 料金種別新定額プランSを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア ウィルコム通信契約者が第1(基本使用料)の2(料金額)の2-1(ウィルコム通信に係るもの)に規定する新定額プランSを選択している場合における契約者回線(以下この欄において「ウィルコム通信契約者の契約者回線」といいます。)からの通話に係る料金は、次により適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。(イ)、(ウ)、(エ)、(ク)及びイにおいて同じとします。)又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを伝送する通信を除きます。)については、2(料金額)に掲げる2-1(2-2~2-10以外のもの)の(5)(新定額プランSを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話)、2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(5)(新定額プランSを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)若しくは2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話に係るもの又は(17)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。この場合、1の通話(2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。))の電話会議装置への通話を除きます。)につき連続して165分通話が続くときは、165分を超える時間について、30秒までごとに20円(税抜)として算定した額の通話料の支払いを要します。</p> <p>(イ) 契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)への通話(当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する10秒以下の通信に限ります。)については、支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 契約者回線への通話(当社が定めた長文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2-2(契約者回線からの非音声通信に係るもの)の(5)(新定額プランSを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(エ) 文字情報蓄積伝送装置又は当社が別に定める接続事業者の電気通信設備への通信(パケット通信に限ります。)については、2に掲げる2-7(契約者回線から当社が設置した電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)への通話に係るもの)の表又は(17)(短時間通話に関する通話料の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(オ) 文字情報蓄積伝送装置への通信(回線交換通信に限ります。)については、2に掲げる2-7の表又は(16)(料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(カ) 文字情報蓄積伝送装置Ⅱ型への通信については、2に掲げる2</p>

ー 7の表又は(16)(料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(キ) 総合情報蓄積伝送装置への通信については、2に掲げる2ー7の表又は(16)(料金種別の変更時等に係る通話料金の適用)の規定にかかわらず、次により適用します。

料 金 額 (1課金単位/パケットごとに)
0.1円(税抜)

(ク) 契約者回線へのユーザ間情報通知(当社が定めた仕様に則り文字メッセージを送送する通信に限ります。)については、2(料金額)に掲げる2ー9(ユーザ間情報通知に係るもの)(2ー9の(1)のウを除きます。)の表の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(ケ) 2に掲げる2ー10(パケット通信に係るもの(2ー6及び2ー7以外のもの))に係るパケット通信については、2ー10の表の規定にかかわらず、次により適用します

料 金 額 (1課金単位/パケットごとに)
0.1円(税抜)

(コ) (キ)、(ケ) それぞれの規定に基づき計算した料金月累計額は、それぞれの料金月累計額を合算した額が2,667円(税抜)を超える場合、その超える額について支払いを要しないものとします。

(サ) その他の通信については、2(料金額)に掲げる当該料金表の規定により算定した額を料金額とします。

イ ウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話(契約者回線(当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。)への通話に限ります。)又は他社契約者回線への通話については、1の通信において、その通信時間が連続して16時間を超える場合、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。

ウ ウィルコム通信契約者が料金種別新定額プランSを選択している契約について1契約ごとに月額1,000円(税抜)の月額定額料金(以下、この欄において「月額定額料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下とおりとします。

(1) 契約者回線からの通話の料金月累計額のうち、2,000円(税抜)(以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。)を超える金額についてのみ支払いを要するものとします。

この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(2) (1)の規定は、アの(ア)から(コ)の規定により算定した額を含まないものとします。この場合、アの(ア)に規定する1の通話につき連続して165分を超える通話については、この限りではありません。

(3) 料金月累計額が月額定額料金未満の場合、同一の請求書により請求される複数の当社が別に定める料金種別を選択しているウィルコム通信契約者の契約者回線間において、申し出がない限り、相互にその月額定額料金に満たなかった額を(1)の支払いを要する額に充当するものとします。

(4) ウィルコム通信契約者が、月額定額料金を支払う場合、エ及びオの規定は適用しません。

エ ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額Sプランを選択している契約について1契約ごとに月額934円(税抜)の月額料金(以

	<p>下、この欄において「月額固定料金」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下のとおりとします。</p> <p>(1) 次に該当する場合、当該ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合 2) 当社が(3)の規定に基づき当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止し、停止後一定期間が経過していない場合 <p>(2) ウィルコム通信契約者が、月額固定料金を支払う場合、ウ及びオの規定は適用しません。</p> <p>(3) ウィルコム通信契約者が次の通信を行った場合、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。また、次の通信を行ったことにより、エの規定に基づくウィルコム通信サービスの提供が困難であると当社が判断した場合、当社は、次の通信を行ったウィルコム通信契約者からの次の通信に該当する通信（当社が判断するものに限り、）について、ウィルコム通信サービスの利用の中止を行い、また、第29条（利用停止）に準じて、当該ウィルコム通信契約者にかかるウィルコム通信サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第56条第1項第4号に基づき第29条第1項第5号の適用があるかどうかに関わらず、第56条第1項第4号に該当する行為により実施される通信 2) 契約者が行う通信について、特定の協定事業者に係る電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するもの 3) ウィルコム通信契約者が、通信する行為の対価として第三者から収益を得る場合の通信 4) 通話以外の用途において利用する通信 5) 契約者が行う通信について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するもの <p>(4) ウィルコム通信契約者は、当社において当該ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行うものものとします。</p> <p>(5) 次の1)から4)に掲げる料金表第1表（料金）第3（通話料）の2（料金額）の規定にかかる通話に関する通話料は、料金表の規定にかかわらず、1の通話につき通話時間が10分以内の場合、その支払いを要しません。この場合、1の通話につき連続して10分を超えて通話が続くときは、その10分を超える通話時間について、次の1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 2-1（2-2～2-10以外のもの）の(5)（新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるもの）に限り、）への通話 2) 2-3（契約者回線から端末系事業者の契約者回線等（当社が別に定めるもの）に限り、）への通話に係るもの（2-6以外のもの）の(5)（新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの）
--	---

- 3) 2-4 (契約者回線からIP電話サービス(当社が別に定めるものに限り)に係る契約者回線等への通話に係るもの)の(5)(新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの)
- 4) 2-5 (契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの)の(5)(料金種別新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの)
- (6) (5)に規定する1)から4)にかかる通話について、その通話回数の総数が料金月ごとに500回を超え、且つその1の通話につき通話時間が10分以内の場合、(5)の規定にかかわらず、次の表の通話料の支払いを要します。この場合、その1の通話につき連続して10分を超えて通話が続くときは、その10分を超える通話時間については、(5)に規定する1)から4)に基づく通話料の支払いを要します。

料 金 額 (30秒までごとに)
20円(税抜)

- なお、通話回数の総数を計算する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その通話回数の総数を計算する日数に応じて、500回を日割りして適用します。この際1回未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- (7) ウィルコム通信契約者が行う次の通話については、(5)及び(6)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。
 - 1) 自動着信転送機能において転送先に転送される通話
 - 2) 当社がホームページまたはその他当社が別途定める方法により公表する特定の電話番号(一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号等)または特定の発信先への通話
 - 3) 他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号(以下「転送元電話番号」といいます。)を介して他の電話番号に着信する通話を主たる目的として、転送元電話番号を有する電気通信事業者が提供する電気通信サービスをいいます。)にかかる通話(当社が認めるものに限り)。
 - 4) 当社以外が提供する電話サービスの利用にあたり接続する電話番号
 - (8) (1)又は(3)の規定に掲げる事由に該当する通信が行われた場合、その通信があったと当社が認めた日から、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)及び(6)の規定に基づく取扱が停止されていたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を契約者に請求します。

オ ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額Sプランを選択している契約について1契約ごとに月額1500円(税抜)の月額料金(以下、この欄において「月額固定料金S」といいます。)を支払う場合、契約者回線からの通話については料金表の規定によるほか以下のとおりとします。

- (1) 次に該当する場合、当該ウィルコム通信契約者については、当社は、柱書、(5)の規定に基づく取扱をしないことができるものとします。
 - 1) 当社が指定する以外の端末設備を使用する場合
 - 2) 当社が(3)の規定に基づき当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱を停止し、停止後一定期間が経過していない場合
- (2) ウィルコム通信契約者が、月額固定料金Sを支払う場合、ウ及び

	<p>エの規定は適用しません。</p> <p>(3) ウィルコム通信契約者がエの(3)の1)から5)に規定する通信を行った場合、当社は、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱を停止することができるものとします。また、エの(3)の1)から5)に規定する通信を行ったことにより、オの規定に基づくウィルコム通信サービスの提供が困難であると当社が判断した場合、当社は、エの(3)の1)から5)に規定する通信を行ったウィルコム通信契約者からのエの(3)の1)から5)に規定する通信に該当する通信(当社が判断するものに限り)について、ウィルコム通信サービスの利用の中止を行い、また、第29条(利用停止)に準じて、当該ウィルコム通信契約者にかかるウィルコム通信サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>(4) ウィルコム通信契約者は、当社において当該ウィルコム通信契約者が行う通信が(3)に該当するかどうかの調査を実施する場合には、これに協力するものとします。その調査において当社が当該ウィルコム通信契約者に係る通話の履歴を確認する必要がある場合、当社は料金計算またはその調査に必要な範囲で確認を行いうるものとします。</p> <p>(5) エの(5)の1)から4)に掲げる料金表第1表(料金)第3(通話料)の2(料金額)の規定にかかる通話に関する通話料は、料金表の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p> <p>(6) ウィルコム通信契約者が行うエの(7)の1)から4)に規定する通話については、(5)の規定に関わらず、料金表の規定によるものとします。</p> <p>(7) 契約者回線からのパケット通信については、料金表第1表(料金)第3(通話料)の2(料金額)の2-6、2-7及び2-10の規定にかかるパケット通信料は、料金表の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</p> <p>(8) 当社は、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。</p> <p>(9) 契約の解除又は月額固定料金Sを支払わない旨を申し出た場合、日割りの適用を行いません。</p> <p>(10) (1)又は(3)の規定に掲げる事由に該当する通信が行われた場合、その通信があったと当社が認めた日から、当該ウィルコム通信契約者に対する柱書、(5)の規定に基づく取扱が停止されていたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を契約者に請求します。</p> <p>カ 月額定額料金、月額固定料金及び月額固定料金Sについては、約款又はこの料金表において別段の定めがある場合を除き、これを付加機能使用料とみなして取り扱います。</p>
<p>(14) 総合利用型を選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い</p>	<p>ア 総合利用型については、(13)(料金種別新定額プランSを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)の規定について、この欄において準用します。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合、エの規定は適用しません。</p> <p>イ アの規定に関わらず、(13)のアの(キ)及び(ケ)に規定するパケット通信料については、その支払いを要しません。</p> <p>ウ ウィルコム通信契約者が、約款外通信サービスに規定する当社が指定する通信料の適用を受けている場合、契約者回線から次に規定する通話については、料金表の規定にかかわらず支払いを要しません。ただし、1の通話につき連続して165分を超える通話については、料金表に基づく通話料の支払いを要します。</p> <p>(ア) 契約者回線から別記1の(3)に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線へ行った通信</p>

	<p>(イ) 当社が指定する約款外通信サービスの契約者回線への通信</p> <p>エ ウィルコム通信契約者がウの適用を受ける場合、(13) (料金種別新定額プランSを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い) エの (6) に規定する通話回数の総数に含まないものとします。</p>						
(15) 国際ローミングに係る通話料の適用	<p>国際ローミングに係る通話料については、(17) (短時間通話に関する通話料の適用) 及び2 (料金額) の規定にかかわらず、次により適用します。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10 秒までごとに)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>イ 協定事業者業者の電気通信サービス (協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するものに限り、) に係る契約者回線等への通話に係るもの。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(60 秒までごとに)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26 円 (税抜)</td> </tr> </table>	料 金 額	(10 秒までごとに)	10 円 (税抜)	料 金 額	(60 秒までごとに)	26 円 (税抜)
料 金 額							
(10 秒までごとに)							
10 円 (税抜)							
料 金 額							
(60 秒までごとに)							
26 円 (税抜)							
(16) 料金種別の変更時等に係る通話料金の適用	<p>料金種別の変更等により通話料金が異なる複数の日にわたる通話については、その通話が終了した日において、料金種別その他通話料金に関するこの約款の規定により適用される通話料金を、その通話全体に一律に適用します。</p>						
(17) 短時間通話に関する通話料の適用	<p>契約者回線 (新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型であるものを除きます。以下、同じとします。) からの通話 (PHS事業者 (当社が別に定めるものに限り、) の契約者回線への通話を除きます。) であって、通話時間が10秒以下の通話については、2 (料金額) の2-1 (2-2 ~ 2-10 以外のもの) 若しくは2-7 (契約者回線から当社が設置した電気通信設備 (当社が別に定めるものに限り、) への通話に係るもの) (その他の電気通信設備に係るものに限り、) の規定にかかわらず、10円 (税抜) (契約者回線 (当社の業務用として設置する契約者回線相当の電気通信回線を含みます。) への通話であって、当社が定めた短文仕様に則り文字メッセージを伝送する通信にあつては6円 (税抜)) とします。</p>						
(18) パケット通信料の適用	<p>ア 料金月請求額のうち、契約者回線からのパケット通信に係る請求額については、その合算額が20,000円 (税抜) を超えるときは、その超えた額について料金表の規定にかかわらず支払いを要しません。</p> <p>イ パケット通信料については、通話料の適用における支払いを要しない額等において、他の通話料に先駆けて優先的に充当されるものとします (当社が別に定める場合を除きます。)</p>						
(19) 当社の機器の故障等により正しく算定することができない場合の通話料の取扱い	<p>通話料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日) の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) (1) 以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>						
(20) 通話料の減免	<p>次の通話については、約款の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>						

	<ul style="list-style-type: none">(1) 犯罪通報、出火通知又は人命救助報知用として、当社が別に定める協定事業者が警察機関、海上保安機関又は消防機関に設置する電気通信設備への通話(2) ウィルコム通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話(3) 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求、電話番号等の案内又は電気通信サービスに関する問合せ等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話
--	---

2 料金額

2-1 2-2～2-11 以外のもの

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

通話地域区分		料 金 額 (10円(税抜)に次の秒数までごとに10円(税抜)を加えて得た額)							
		昼 間	土曜日・日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・早朝				
同一通話区域内		60秒	60秒	60秒	70秒				
隣接通話区域内		45秒	45秒	45秒	60秒				
その他の地域		45秒	45秒	45秒	60秒				
通 話 地 域 間 距 離	30キロメートルまで								
	60キロメートルまで					26秒	30秒	30秒	45秒
	100キロメートルまで					18秒	26秒	26秒	36秒
	160キロメートルまで					15秒	20秒	20秒	26秒
	160キロメートルを超えるもの	15秒	17秒	17秒	20秒				

(注) 同一通話区域内とは、距離測定起算点となる方形区画が所在する通話区域(移動無線装置等が接続されている無線基地局設備、又は契約者回線等が收容されている協定事業者の事業所(当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの利用においては、その利用に係る電気通信回線の終端とします。))が所在する通話区域)が同一となる場合をいい、隣接通話区域とは、距離測定起算点となる方形区画が所在する通話区域が互いに隣接している場合をいいます。(以下2-2～2-3、2-8において同じとします。)

- (2) 料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限りです。）への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに10円（税抜）	30秒

- (3) 料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限りです。）への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに9.523円（税抜）	30秒

- (4) 料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限りです。）への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円（税抜）	30秒

- (5) 新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限りです。）への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに20円（税抜）	30秒

2-2 契約者回線からの非音声通信に係るもの (2-4~2-7以外のもの)

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税抜))	
同一通話区域内		70秒	
隣接通話区域内		60秒	
その他の地域		60秒	
通 話 地 域 間 距 離	30キロメートルまで		
	60キロメートルまで		45秒
	100キロメートルまで		36秒
	160キロメートルまで		26秒
	160キロメートルを超えるもの	20秒	

(注) 非音声通信がテレビ電話等に用いられる場合であって、当社が通話が行われると認めるときは、2-1 (2-2~2-10以外のもの) を適用します。

(2) 料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税抜)	30秒

(3) 料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.523円(税抜)	30秒

(4) 料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税抜)	30秒

(5) 新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線等への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに20円 (税抜)	30 秒

2-3 契約者回線から端末系事業者の契約者回線等（当社が別に定めるものに限り、）への通話に係るもの
 (2-6以外のもの)

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

通話地域区分		料 金 額 (20円(税抜)に次の秒数までごとに10円(税抜)を加えて得た額)				
		昼 間	土曜日・日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・早朝	
同一通話区域内		60秒	60秒	60秒	70秒	
隣接通話区域内		45秒	45秒	45秒	60秒	
その他の地域		通話 地 域 間 距 離	45秒	45秒	45秒	60秒
30キロメートルまで			26秒	30秒	30秒	45秒
60キロメートルまで			18秒	26秒	26秒	36秒
100キロメートルまで			15秒	20秒	20秒	26秒
160キロメートルを超 えるもの			15秒	17秒	17秒	20秒

(注) 端末系事業者とは、他社契約者回線を設置して電気通信サービスを提供する協定事業者をいいます。

(2) 料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税抜)	30秒

(3) 料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.523円(税抜)	30秒

(4) 料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り)への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税抜)	30秒

(5) 新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに20円(税抜)	30秒

2-4 契約者回線から協定事業者のIP電話サービス（当社が別に定めるものに限り。）に係る契約者回線等への通話に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

料 金 額	
(10円(税抜)に次の秒数までごとに10円(税抜)を加えて得た額)	
昼間・夜間	深夜・早朝
60秒	70秒

(2) 料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに10円(税抜)	30秒

(3) 料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.523円(税抜)	30秒

(4) 料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線（当社が別に定めるものに限り。）への通話

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税抜)	30秒

(5) 新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに20円(税抜)	30秒

2-5 契約者回線から自動車携帯電話への通話に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外のもの

料 金 額						
昼間		土曜日・日曜日・祝日			夜間	深夜・早朝
次の秒数までごとに10円(税抜)	16.5秒	1分までの通話	次の秒数までごとに10円(税抜)	15秒	15秒	15秒
		1分を超える通話	上欄を適用して算出した1分までの料金額に、1分を超える部分について次の秒数までごとに10円(税抜)を加えて得た額	24秒	24秒	24秒

(注) 自動車携帯電話の電話番号が付与されている電気通信設備への通話を含みます。

(2) 料金種別新定額プランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに12.5円(税抜)	30秒

(3) 料金種別新トリプルプランを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに9.523円(税抜)	30秒

(4) 料金種別新つなぎ放題コースを利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線から契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限り)への通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに30円(税抜)	30秒

(5) 料金種別新定額プランS又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者の契約者回線からの通話に係るもの

料 金 額	
次の秒数までごとに20円(税抜)	30秒

2-6 契約者回線から協定事業者の電気通信サービス（インターネット接続等に係る電気通信サービスであつて、当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線等への通信に係るもの

(1) (2) 及び (3) 以外のもの

料 金 額 (60秒までごとに)	
午前3時から午後7時までの間	午前0時から午前3時までの間及び午後7時から午後12時までの間
10円(税抜)	13円(税抜)

(注) この料金額には、協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金は含まれません。

(2) 協定事業者が提供するインターネット接続サービスの利用料金を当社が通話料と合わせて設定するもの

料 金 額					
回線交換通信に係るもの (60秒までごとに)	パケット通信に係るもの				
15円(税抜)	ア欄を適用して算出した額にイ欄を適用して算出した額(その額が1,500円(税抜)を超えるときは1,500円(税抜))を加えて得た額				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 通信料 (1課金単位/パケットあたり)</th> <th>イ 接続通信料 (60秒までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.05円(税抜)</td> <td>5円(税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	ア 通信料 (1課金単位/パケットあたり)	イ 接続通信料 (60秒までごとに)	0.05円(税抜)	5円(税抜)
ア 通信料 (1課金単位/パケットあたり)	イ 接続通信料 (60秒までごとに)				
0.05円(税抜)	5円(税抜)				

(3) 他社相互接続通話に係る料金を協定事業者が定めるもの

料 金 額	
次表より算定した額(当社の通話と他社相互接続通話の料金を合わせた額)から、他社相互接続通話の料金額(協定事業者がその契約約款及び料金表の規定により算出した額)を控除した額	
60秒までごとに	
午前3時から午後7時までの間	午前0時から午前3時までの間及び午後7時から午後12時までの間
10円(税抜)	13円(税抜)

2-7 契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるものに限り。）への通話に係るもの

区 分		料 金 額
文字情報蓄積伝送装置 【H ^o LINK Eメール】	パケット通信 に係るもの	60 秒まで ごとに 10 円 (税抜)
	回線交換通信 に係るもの	
文字情報蓄積伝送装置 II 型 【AIR-EDGE PHONE センターEメール】	1 課金単位パケットあたり	0.1 円 (税抜)
総合情報蓄積伝送装置 【AIR-EDGE PHONE センターサイト】	1 課金単位パケットあたり	0.1 円 (税抜)
電話会議装置 I 型 【AIR-CONFERENCE】		30 秒までごとに 10 円 (税抜)
	着信課金	30 秒までごとに 25 円 (税抜)

2-8 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの公衆電話から契約者回線等への通話に係るもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円)			
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
同一通話区域内		30秒	30秒	30秒	30秒
隣接通話区域内		15.5秒	18秒	18秒	18秒
その他の地域			15.5秒		
通話地域間距離	20キロメートルまで				
	30キロメートルまで				
	60キロメートルまで				
	100キロメートルまで				
	160キロメートルまで				
	160キロメートルを超えるもの				

2-9 ユーザ間情報通知に係るもの

区 分		単 位	料 金 額
(1) 契約者回線から行うユーザ間情報通知に係るもの	ア イ及びウ以外のもの	1 接続ごとに	6円 (税抜)
	イ 文字情報蓄積伝送装置へのユーザ間情報通知に係るもの	1 接続 (1~70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字)) ごとに	3円 (税抜)
	ウ 携帯電話サービスに係る契約者回線又は他社契約者回線へのユーザ間情報通知に係るもの	1 制御信号 (1~70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字)) ごとに	3円 (税抜)
(2) 契約者回線等 (当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線等に限り ます。) から行うユーザ間情報通知に係るもの		1 制御信号ごとに	3円 (税抜)

(注1) 1 接続とは、1 の呼接続 (当社が定めた方法による 2 以上の連続した呼接続を含みます。) に係る一連の処理手順において伝達される制御信号全体をいいます。

(注2) 上表(1)イ及びウの規定に関わらず、端末機器の種類等によっては最大 670 文字 (半角英数字のみの場合 1530 文字) まで送信可能です。

2-10 パケット通信に係るもの (2-6 及び 2-7 以外のもの)

料 金 額 (1 課金単位パケットあたり)
0.05 円 (税抜)

2-11 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスから契約者回線等への通話に係るもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税抜))			
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
同一通話区域内		60秒	60秒	60秒	70秒
隣接通話区域内		45秒	45秒	45秒	60秒
その他の地域		45秒	45秒	45秒	60秒
通話 地 域 間 距 離	20キロメートルまで				
	30キロメートルまで				
	60キロメートルまで	30秒	30秒	30秒	45秒
	100キロメートルまで	30秒	30秒	30秒	36秒
	160キロメートルまで	30秒	30秒	30秒	30秒
	160キロメートルを超えるもの	30秒	30秒	30秒	30秒

第4 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用	
相互接続番号案内料免除者の取扱い等	相互接続番号案内料免除者の取扱い、1の通話で問い合わせ可能な電話番号等の数、相互接続番号案内料の支払いを要しない場合その他の提供条件については、番号案内事業者の契約約款の規定に準ずるものとします。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
(1) (2)以外のもの	1の電話番号等ごとに	150円 (税抜)
(2) 国際ローミングにかかるもの	1の電話番号等ごとに	170円 (税抜)

第5 (削除)

第6 ユニバーサルサービス料

単 位	料 金 額
1番号※ごとに月額	2円 (税抜)

※ 当社が付与した電話番号又は接続番号をいいます。

第7 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用	
(1) 端末データ入力手数料の適用	<p>ア 1の契約につき電話番号の登録等を同時に2以上行う場合は、これを1の手続きとみなして端末データ入力手数料を適用します。</p> <p>イ 契約事務手数料の支払いを要する場合は、端末データ入力手数料の支払いを要しません。</p> <p>ウ ウィルコム通信契約者が電話番号の変更を請求し、当社が承諾した場合、端末データ入力手数料を適用し、そのウィルコム通信サービスの電話番号を変更します。</p> <p>エ ウィルコム通信サービスに係る電話番号の変更の取扱いについて捜査機関から要請があったときは、当該要請の内容に従ってウィルコム通信サービスの電話番号の変更を承諾しない場合があります。</p> <p>オ 前項に定める場合のほか、当社の業務の遂行上支障がある場合、当社は、ウィルコム通信サービスの電話番号の変更を承諾しない場合があります。</p>
(2) システムデータ入力手数料の適用	<p>ア 1の契約につき情報の登録等を同時に2以上行う場合は、これを1の手続きとみなしてシステムデータ入力手数料を適用します。</p> <p>イ 契約事務手数料又は端末データ入力手数料の支払いを要する場合は、システムデータ入力手数料の支払いを要しません。</p>
(3) MNP 転出手数料又は	携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号移行が行われなかった場合

番号移行手数料の適用除外	のMNP転出手数料又は番号移行手数料は、2(料金額)の規定にかかわらず、適用しません。
(4) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1 PHS 契約ごとに	3,000 円 (税抜)
端末データ入力手数料	1 変更ごとに	3,000 円 (税抜)
システムデータ入力手数料	1 請求ごとに	1,500 円 (税抜)
着信短縮ダイヤル機能設定手数料	1 請求ごとに	5,000 円 (税抜)
パケット接続変換機能設定手数料	1 請求ごとに	5,000 円 (税抜)
文字メッセージ大量伝送機能設定手数料	1 請求ごとに	5,000 円 (税抜)
発信先制限機能の利用設定手数料	1 契約者回線ごとに	500 円 (税抜)
譲渡事務手数料	1 請求ごとに	3,000 円 (税抜)
MNP 転出手数料 又は番号移行手 数料	ア イ以外のもの	3,000 円 (税抜)
	イ ウィルコム通信契約を締結した日が属する料金月から起算して6か月を経過することとなる日の属する料金月の末日までに携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号移行が行われた場合	6,000 円 (税抜)
払込処理手数料	1 書面ごとに	200 円 (税抜)

(注) 上記の額に郵送料(当社が別に算定する額)を加算します。

第2表 付随サービスに関する料金

区 分	単 位	手 数 料 の 額
利用明細手数料	1 発行ごとに	200 円 (税抜)
利用明細再発行手数料	1 発行ごとに	200 円 (税抜)
支払証明書等発行手数料	発行1回ごとに	400 円 (税抜)
通話料分計手数料	1 契約者回線ごとに	200 円 (税抜)
情報料回収代行承諾手数料	1 PHS 契約ごとに	1,500 円 (税抜)

請求書発行手数料	1 発行ごとに	200 円 (税抜)
請求書再発行手数料	1 発行ごとに	200 円 (税抜)
その他証明書の発行手数料	1 発行ごとに	400 円 (税抜)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)が必要な場合があります。

(注) 当社は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その請求書発行手数料の額を減免して適用することがあります。

別表 付加機能

種 類	料金種別	区 分	提 供 条 件
(1) 留守番電話機能 【留守番電話サービス】	基本機能	その契約者回線に着信した通話のメッセージを当社の留守番電話装置に転送のうえ、そのメッセージを当該装置に録音し、その契約者回線又は他社契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)から再生、消去等ができるようにする機能	ア 1のウィルコム通信契約について、1の留守番電話機能(以下この欄において「本機能」といいます。)に限り提供します。 イ 自動着信転送機能を利用しているウィルコム通信契約者は、その契約者回線において、同時に本機能を利用することはできません。この場合において、固定料は減額しません。
	追加機能	蓄積状況通知機能 留守番電話装置へのメッセージの蓄積状況に関する情報を、その着信先の契約者回線に文字メッセージを用いて通知する機能をいいます。	ウ 録音できるメッセージの数、1のメッセージの録音時間、録音終了後、メッセージの再生が可能となるまでの時間その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 エ 録音したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。
			オ 当社は、本機能を利用している契約者回線についてウィルコム通信サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に録音されているメッセージを消去する場合があります。この場合、消去したメッセージの復元はできません。 カ 本機能を利用している移動無線装置への通話(現に本機能を利用するものに限ります。)の通話料は、その移動無線装置が当社が最後に位置確認を行った場所に在圏しているものとみなして算定します。 キ 利用料については、次のメッセージについて適用します。 (ア) 留守番電話機能を利用している契約者回線から留守番電話装置へ転送されたメッセージ(以下「録音メッセージ」といいます。) (イ) 契約者回線等により留守番電話装置から再生されたメッセージ(以下「再生メッセージ」といいます。) ク 利用料算定のためのメッセージ再生時間は、メッセージの再生を開始した時刻から起算し、発信者による送受信器をかける等の再生終了の信号を受けてその再生をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 ケ 利用料については、この約款において別段の規定がある場合を除き、これを通話料とみなして取り扱います。 コ 当社は、本機能利用時に生じたメッセージの消失又は破損を起因する損害については、責任を負いません。

<p>(2) 自動着信転送機能 【着信転送サービス】</p>	<p>その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能をいいます。</p>	<p>ア 自動着信転送機能(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。 イ 通話時間は、本機能により転送される通話の相手(以下「転送先」といいます。)に接続して通話できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線等と本機能を利用している契約者回線との通話及びその契約者回線と転送先との通話ができる状態にしたものとして測定します。 ウ 本機能により転送される通話の料金については、本機能を利用している契約者回線のウィルコム通信契約者が支払いを要します。</p>
<p>(3) 発信規制機能 【セーフティプラン】</p>	<p>料金月の起算日以降に特定の契約者回線から行った通話に係る通話料の累計額が当社が別に定める利用限度額を超えた場合、その超えた時刻から事務処理等のために必要な時間を超えない範囲において当社が定める時刻に、その契約者回線からの発信を規制し、当該料金月の末日に規制を解除する機能をいいます。</p>	<p>ア その契約者回線から当社が別に定める付加機能又は付随サービスを利用している場合は、通話料(協定事業者から譲り受けた他社相互接続通話に係る債権を含みます。以下この欄において同じとします。)の累計額に当該付加機能の付加機能使用料(利用料に限ります。)又は付随サービスに関する料金を加算します。 イ ウィルコム通信契約者は、利用限度額を超えた時刻から発信規制機能の利用を開始した時刻までの間に行った通話(当社が別に定める付加機能又は付随サービスの利用を含みます。)についても、その通話料(付加機能使用料(利用料に限ります。)又は付随サービスに関する料金を含みます。)の支払いを要します。 ウ 当社は、現に発信を規制している契約者回線について、ウィルコム通信契約者から請求があったときは、当該料金月における発信の規制の解除を行います。</p>
<p>(4) 回線交換規制機能 【パケット Only サービス】</p>	<p>契約者回線からの回線交換通信の発信を規制する機能をいいます。</p>	<p>ア 回線交換通信規制機能(以下この欄において「本機能」といいます。)は、無制限利用又は総合利用型を利用しているウィルコム通信契約者に限り提供します。 イ ウィルコム通信契約者は、本機能の利用の請求をし当社がその提供を開始した時刻までの間に行った回線交換通信(当社が別に定める付加機能又は付随サービスの利用を含みます。)については、その通話料(付加機能使用料(利用料に限ります。)又は付随サービスに関する料金を含みます。)の支払いを要します。 ウ 本機能を利用している契約者回線であっても、緊急通報用電話の電話番号等当社が別に定める電話番号については、回線交換通信の発信をすることができません。</p>
<p>(5) 電話会議機能 【AIR-</p>	<p>複数の契約者回線又は契約者回線等から当社の電話会議装置へ着信した通話を同時に接続し、当該契約者回</p>	<p>ア 電話会議機能(以下この欄において「本機能」といいます。)の利用については、ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用</p>

<p>CONFERENCE】</p>	<p>線等間で同時に通話を行うことができる機能をいいます。</p>	<p>の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。</p> <p>イ 当社は、アの請求を承諾したウィルコム通信契約者にユーザ ID 及びパスワード等を付与します。</p> <p>ウ 本機能において、同時に通話できる契約者回線又は契約者回線等の数、ユーザ ID 及びパスワードの有効期間その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ アの承諾を受けたウィルコム通信契約者は、第 2 (付加機能使用料) の 2 (料金額) の表に規定する電話会議装置に係る利用料 (当該ウィルコム通信契約者の契約者回線以外からの通話に係る利用料を含みます。) の支払いを要します。</p> <p>オ アの承諾を受けたウィルコム通信契約者は、別記 2 に規定する電話会議装置着信者課金料金 (当該ウィルコム通信契約者の契約者回線以外からの通話に係る電話会議装置着信者課金料金を含みます。) の支払いを要します。</p> <p>カ 当社は、本機能の利用において、当社が、法令や公序良俗に反する利用又はその他本機能の提供に支障をきたす利用であると認めた場合、本機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>キ 当社は、本機能を利用した会議に起因する損害については、責任を負いません。</p> <p>ク 当社は、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、本機能の利用を中止することがあります。</p>
--------------------	-----------------------------------	--

(6) 文字メッセージ蓄積伝送機能 【Eメール (PIAFS方式) / エッジメール】	基本機能	契約者回線等（インターネットを含みます。）から、当社の文字情報蓄積伝送装置に着信した通信の文字メッセージを同装置に蓄積し、その通信において指定された宛先の契約者回線から読み出すことができるようにし、又はその通信において指定されたインターネットの宛先に伝送する機能をいいます。		ア 文字メッセージ蓄積伝送機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、端末機器からの操作により、ウィルコム通信契約者（料金種別が新つなぎ放題コースのものを除きます。）利用の請求があり、その操作手順の完了をもって、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。 イ 文字メッセージは、当社が別に定める期間蓄積するものとし、その期間内に読み出されないときは、その文字メッセージを消去します。 ウ イの場合又は文字情報蓄積伝送装置の故障等により文字メッセージを伝達できない場合において、当社は、発信者への文字メッセージの不達の通知は行いません。 エ 蓄積できる文字メッセージの数、1のメッセージの長さその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 オ 広告受信機能を利用して受信される広告の掲出時期、掲出料金その他の提供条件及び広告掲出申込みの受付方法その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。 カ 当社は、本機能利用時に生じた文字メッセージの消失若しくは破損又は広告受信機能を利用して受信される広告に起因する損害については、責任を負いません キ 同一発信者がインターネットから同時に多量の文字メッセージを発信する場合その他本機能の利用に係る通信が著しく輻輳する場合については、当社は、本機能の利用を規制する措置を執ることがあります。 ク 自動着信転送機能を利用しているウィルコム通信契約者は、その契約者回線において、同時に文字メッセージ添付ファイル削除機能を利用することはできません。 ケ 1の契約者回線から1日あたり1,000件を超える文字メッセージの送信が行われたときは、第56条（利用に係るPHS契約者の義務）第1項第6号に違反したものとみなして取り扱います。 ただし、その契約者回線の契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。 コ 本機能の追加機能のうち、ユーザ間情報通知による伝送機能の付加機能使用料は、付加機能の提供を開始した日から起算して、付加機能の廃止があった日までの期間
		蓄積状況通知機能	文字情報蓄積伝送装置への文字メッセージの蓄積状況に関する情報を、その通信において指定された宛先の契約者回線等に文字メッセージを用いて通知する機能をいいます。	
		ユーザ間情報通知による伝送機能	契約者回線から文字情報蓄積伝送装置へ文字メッセージ（その文字メッセージの長さが当社が定める文字数以内のものに限ります。）をユーザ間情報通知により伝送し、又は文字情報蓄積伝送装置に蓄積された文字メッセージ（そのメッセージの長さが当社が定める文字数を超える部分を除きます。）を、その通信において指定された宛先の契約者回線等にユーザ間情報通知により自動的に伝送する機能をいいます。	
		広告受信機能	文字情報蓄積伝送装置に蓄積された文字メッセージを契約者回線から読み出す際、同装置に付属する広告掲出装置により掲出される広告を、その文字メッセージと併せて受信する機能をいいます。	
		添付ファイル削除機能	その契約者回線に着信する通信の文字メッセージに添付されているファイルを自動的に削除する機能をいいます。	

		迷惑メール防止機能	契約者回線等（インターネットを含みます。）から、当社の文字情報蓄積伝送装置に着信した通信の文字メッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	において、支払いを要します。
(7) 文字メッセージ蓄積伝送機能 II 型【Eメール】	基本機能		契約者回線（インターネットを含みます。）から、当社の文字情報蓄積伝送装置 II 型に着信した通信の文字メッセージを同装置に蓄積し、その通信において指定された宛先の契約者回線から読み出すことができるようにし、又はその通信において指定されたインターネットの宛先に伝送する機能をいいます。	ア 文字メッセージ蓄積伝送機能 II 型（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、端末機器からの操作により、ウィルコム通信契約者（料金種別が新つなぎ放題コースのものを除きます。）から利用の請求があり、その操作手順の完了をもって、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。 イ 本機能は、総合情報提供装置接続機能を利用することができる端末機器を使用している場合に限り利用することができます。 ウ (6)（文字メッセージ蓄積伝送機能）の表の備考のイからケまでの規定は、本機能について準用します。
		受信文字数制限機能	文字情報蓄積伝送装置 II 型に蓄積された文字メッセージを読み出す際、文字メッセージのうちあらかじめ契約者から指定のあった文字数を超える部分を破棄して読み出す機能をいいます。	
		蓄積状況通知機能	文字情報蓄積伝送装置 II 型への文字メッセージの蓄積状況に関する情報を、その通信において指定された宛先の契約者回線等に文字メッセージを用いて通知する機能をいいます。	
	追加機能	ユーザ間情報通知による伝送機能	契約者回線から文字情報蓄積伝送装置 II 型へ文字メッセージ（その文字メッセージの長さが当社が定める字数以内のものに限ります。）をユーザ間情報通知により伝送し、又は文字情報蓄積伝送装置 II 型に蓄積された文字メッセージ（その文字メッセージの長さが当社が定める文字数を超える部分を除きます。）を、その通信において指定された宛先の契約者回線にユーザ間情報通知により自動的に伝送する機能をいいます。	

	<p>広告受信機能</p>	<p>文字情報蓄積伝送装置 II 型に蓄積された文字メッセージを契約者回線から読み出す際、同装置に付属する広告掲出装置により掲出される広告を、その文字メッセージと併せて受信する機能をいいます。</p>	
	<p>添付ファイル削除機能</p>	<p>その契約者回線に着信する通信の文字メッセージに添付されているファイルを自動的に削除する機能をいいます。</p>	
	<p>迷惑メール防止機能</p>	<p>契約者回線等（インターネットを含みます。）から、当社の文字情報蓄積伝送装置に着信した通信の文字メッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	
<p>(8) (削除)</p>			

(9) 総合情報提供装置接続機能 【 CLUBAIR-EDGE/W-ZERO3 向けサイト】	基本機能	<p>ウィルコム通信契約者の総合情報提供装置を、当社の総合情報提供装置接続装置に当社以外の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続し、その総合情報提供装置に登録されている総合情報を契約者回線から読み出すことができるようにする機能をいいます。</p>		<p>ア 総合情報提供装置接続機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものとして取り扱います。</p> <p>イ 総合情報提供者は、総合情報提供装置を総合情報提供装置接続装置に接続する申込みをするとき（インターネットを介して接続するときを除きます。）は、総合情報提供装置と総合情報提供装置接続装置との接続形態、情報料回収代行の有無その他当社が別に定める事項について記載した書面によりその接続の申込みをしていただきます。</p> <p>ウ 総合情報提供装置と総合情報提供装置接続装置との接続条件その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 当社は、本機能を利用して読み出される文字情報に起因する損害については、責任を負いません。</p>
		電話番号送出機能	<p>契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係る電話番号を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。</p>	
		メールアドレス送出機能	<p>契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線に係るメールアドレス（文字メッセージ蓄積転送機能を利用して文字メッセージを受信する際の宛先として文字情報蓄積転送装置に登録している符号をいいます。）を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。</p>	
		所在位置送出機能	<p>契約者回線から総合情報を読み出す際、端末機器のボタン操作による送出請求に基づいて、その契約者回線又は位置測量基礎データをその契約者回線へ通知した他の契約者回線に係る移動無線装置の所在位置（送出請求時にその契約者から文字情報提供装置接続装置に通知される位置測量基礎データを用いて多点測量の方法により測量します。）を、その接続先の総合情報提供装置に送出する機能をいいます。</p>	

<p>(10) 着信短縮ダイヤル機能 【クイックダイヤル】</p>	<p>あらかじめ指定した契約者回線（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社契約者回線を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通話を、着信短縮ダイヤル番号（当社が指定契約者回線に付与する電話番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>ア 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 イ 指定契約者回線として指定できる契約者回線等は、当社が別に定めるものに限ります。 ウ 着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通話は、契約者回線からの通話に限ります。 エ 当社は、着信短縮ダイヤル機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求の承諾後、ウィルコム通信契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。 オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 カ 当社は、協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の利用契約を締結している者から本機能の利用の申込みがあったときは、本機能を提供します。 この場合における提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、利用の申込みの承諾、料金の支払義務その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を、本機能の利用を請求するウィルコム通信契約者とみなしてこの約款を適用します。</p>
<p>(11) 安全運転機能 【安全運転モード】</p>	<p>その契約者回線に着信した通話の発信者に対し、自動車運転中である旨の応答メッセージで通知する機能をいいます。</p>	<p>ア 安全運転機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものと取り扱います。 イ 本機能を利用している契約者回線への通話に係る通話料は、その契約者回線へ応答メッセージの通知時間に相当する通話が行われたものとみなして算定します。 ウ 本機能は留守番電話機能と併用することができます。この場合、本機能による応答メッセージの通知と発信者による留守番電話装置へのメッセージ録音は、1の通話として通話料を算定します。</p>

<p>(12) パケット 接続変換機能</p>	<p>接続番号（当社がパケット通信の提供にあたって契約者回線からの通信の相手先となる他社契約者回線に付与する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を用いて行う通信の発信に係る契約者回線とその通信の着信に係る他社契約者回線を、当社のパケット接続変換装置を介して接続し、パケット通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>ア パケット通信を行う他社契約者回線に係る電気通信サービスの利用契約を協定事業者と締結しているウィルコム通信契約者は、当社が別に定めるところにより、パケット接続変換機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 当社は、本機能の利用の請求がありその請求を承諾するときは、接続番号及びIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）を付与します。</p> <p>ウ 4以上の接続番号を使用する場合は、1の接続番号を使用する場合の料金額と2又は3の接続番号を使用する場合の料金額を組み合わせるとその額が最小となる額を適用します。</p> <p>エ 加算額のうち、I型及びII型の料金は接続する電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）により適用するものとします。</p> <p>オ 加算額のうち、I型のIPアドレスの割当を当社のパケット接続変換装置で行う場合の料金は、1接続番号ごとに最初の29IPアドレスについては適用しません。</p> <p>カ 加算額のうち、II型の料金ついて、1接続番号ごとに28IPアドレスまでを割り当てる、又は同時接続可能数を28までに設定する場合の料金は、その支払いを要しません。</p> <p>キ 加算額のうち、IPアドレスの割当をウィルコム通信契約者の電気通信設備で行う場合の料金は、パケット接続変換装置に設定する同時接続可能数50までごとの料金額又はパケット接続変換装置に設定する同時接続可能数250までごとの料金額を単独で又はこれらを組み合わせるとその額が最小となる額を適用します。</p> <p>ク パケット接続変換装置を介して行われる1の通信において、その通信時間が一定時間を越えるとき又はその通信途中で連続して一定時間データが伝送されないときは、当社が別に定める基準に則りその通信を切断することがあります。</p> <p>ケ 本機能に関する提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。</p>
-----------------------------	--	---

		<p>コ 当社は、アに規定する電気通信サービスの利用契約を協定事業者と締結している者（ウィルコム通信契約者を除きます。）から本機能の利用の申込みがあったときは、本機能を提供します。</p> <p>この場合における提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、利用の申込みの承諾、料金の支払い義務その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を、本機能の利用を請求するウィルコム通信契約者とみなして約款及びこの料金表を適用します。</p> <p>サ IP アドレスの割当を当社のパケット接続装置で行う場合において、本機能の利用の承諾を受けた者から申出があったときは、当社が別に定めるところによりパケット接続変換装置を介して行われる通信に係るセッションを解除します。この場合において、当社は、セッションを解除することに伴い発生する損害については責任を負いません。</p>
<p>(13) データ圧縮機能 I 型 【AIR-EDGE 高速化サービス】</p>	<p>契約者回線からのパケット通信（当社が別に定めるものに限ります。）の際に当社が設置したデータ圧縮装置においてデータを圧縮して伝送する機能をいいます。</p>	<p>ア データ圧縮機能 I 型（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、ウィルコム通信契約者を利用している者に限ります。）からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものととして取り扱います。</p> <p>イ 利用料については、当該料金月内に契約者回線から総合情報提供装置相互間のパケット通信（本機能を利用したパケット通信に限ります。）が行われなかったときは、支払いを要しません。</p> <p>ウ 初めて契約者回線から総合情報提供装置接続装置相互間のパケット通信が行われた日の属する料金月から起算して、その翌料金月までの間の利用料については支払いは要しません。</p> <p>エ 本機能を利用した場合、伝送される情報によっては、通信時間を短縮する効果が得られず、又は情報が圧縮前の状態に復元されないことがあります。</p> <p>オ 本機能利用時に生じた情報の消失又は破損に起因する損害及び当社が指定したソフトウェアに起因する損害については、責任を負いません。</p>
<p>(14) 発信先制限機能 【AIR-EDGE アクセスポイント限定サービス】</p>	<p>契約者回線から当社が別に定める数の範囲内においてウィルコム通信契約者が指定する電話番号以外への発信（緊急通報用電話（当社が別に定めるものに限ります。）への発信を除きます。）を規制する機能をいいます。</p>	<p>発信先制限機能は、料金種別新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プラン S 又は総合利用型を選択し若しくは利用しているウィルコム通信契約者に限り提供します。</p>

<p>(15) 文字メッセージ大量伝送機能【WakeOn サービス】</p>	<p>ウィルコム通信契約者の文字メッセージ送信設備（以下「送信設備」といいます。）からインターネットを経由して当社の文字メッセージ大量伝送装置に着信した文字メッセージを、その文字メッセージにおいて指定された電話番号の契約者回線にユーザ間情報通知により伝送する機能をいいます</p>	<p>ア ウィルコム通信契約者は、文字メッセージ大量伝送機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、送信設備を指定のうえ、当社所定の書面により請求していただきます。</p> <p>イ ウィルコム通信契約者は、本機能の利用に先立って料金種別のいずれかを選択していただきます。</p> <p>ウ 文字メッセージは、当社が別に定める時間内に伝送するものとし、その時間内に伝送できないときは、その文字メッセージを消去します。</p> <p>エ 当社は、発信者に対し文字メッセージの送達結果を通知します。ただし、文字メッセージ大量伝送装置の故障等により文字メッセージを送達できないときは、この限りではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能利用時に生じた文字メッセージ又は送達結果通知情報の消失又は破損に起因する損害については、責任を負いません。</p> <p>カ 同一発信者が同時に多量の文字メッセージを発信する場合その他本機能の利用に係る通信が著しくふくそうする場合には、当社は、本機能の利用を規制する措置を執ることがあります。</p> <p>キ カの場合のほか、当社は、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、本機能の利用を中止することがあります。</p> <p>ク 当社は、本機能を利用して伝送された文字メッセージが着信する契約者回線に係るウィルコム通信契約者から申し出があったときは、当該契約者回線に関して本機能は提供しません。この場合において、ウィルコム通信契約者が、申し出のあった契約者回線を文字メッセージの伝送先として指定したときは、本機能の利用を停止することがあります。</p> <p>ケ タイプAの利用料のうち伝送先契約者回線に係るものについては、伝送先契約者回線の料金月累計数が300までの部分については適用しません。</p> <p>コ 契約者は伝送先電話番号として当社の無線IP接続サービス卸契約約款に規定する契約者回線に係る電話番号を指定することができます。</p> <p>サ 当社は、送信設備を有する者（ウィルコム通信契約者を除きます。）から本機能の利用の申込みがあったときは、本機能を提供します。</p> <p>この場合において、利用の申込みの承諾、料金の支払義務その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を本機能の利用を請求するウィルコム通信契約者とみなして約款及びこの料金表を適用します。</p> <p>シ 送信設備と文字メッセージ大量伝送装置との接続条件、1の文字メッセージの長さ、1の文字メッセージについて指定でき</p>
--	--	--

			る電話番号の数その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(16) ID 認証接続機能 【AIR-EDGE アクセスポイント認証サービス】	契約者回線及びウィルコム通信契約者が指定する電話番号（当社が別に定める数の範囲内に限ります。）に対して固有の ID を付与し、その ID を当社が認証することにより通信を可能とする機能をいいます。		ID 付与機能は、料金種別新つなぎ放題コース、新定額プラン、新トリプルプラン、新定額プランS又は総合利用型を選択し若しくは利用しているウィルコム通信契約者に限り提供します。
(17) 位置情報通知機能	基本機能	当社の位置情報検索装置から位置情報（契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。以下、同じとします。）を通知する機能をいいます。	ア 位置情報通知機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用については、ウィルコム通信契約者（法人を除きます。）からあらかじめ利用の請求があり、当社がその請求を承諾したものとして取り扱います。 イ 本機能は、位置情報通知機能を利用することができる端末機器を使用している場合に限り利用することができます。
	追加機能	位置検索機能	ウ 当社は、アの請求を承諾したウィルコム通信契約者にユーザ ID 及びパスワードを付与します。 エ 位置検索機能の利用に当たっては、ウに規定するユーザ ID 及びパスワードを認証します。 オ アの請求を承諾したウィルコム通信契約者が自己位置通知機能を利用する場合は、その利用に先立って、2 までの契約者回線等の宛先又はインターネットの宛先を指定するものとします。
		自己位置通知機能	ウィルコム通信契約者からのユーザ間情報通知による請求により、位置情報検索装置からあらかじめ指定された契約者回線等の宛先又はインターネット等の宛先に位置情報を通知する機能をいいます。

<p>(18) 端末遠隔利用制限機能 【リモートロック代行サービス】</p>	<p>契約者回線に接続する自営端末設備について、当社がその契約者に代わって、当社の電気通信設備を介してその自営端末設備の利用を制限する機能をいいます。</p>	<p>ア PHS 契約者は、端末遠隔利用制限機能（以下この欄において「本機能」といいます。）を取り扱うサービス取扱所に電話網等を経由して、本機能の利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 当社は、前項の請求を受領した場合、当該契約者回線に接続する自営端末設備の利用を制限するための設定を行います。この場合、設定完了と同時に当該自営端末設備より着信確認通知が送信されるものとします。</p> <p>ウ PHS 契約者が、本機能の解除を行う際は、本機能を取り扱うサービス取扱所に電話網等を経由して、本機能の利用の解除の請求をしていただきます。</p>
<p>(19) インターネット接続制限機能 【有害サイトアクセス制限サービス】</p>	<p>契約者回線から総合情報提供装置接続装置を介して接続される、当社が別に定めるインターネットの宛先及び当社が指定する電話番号への接続を制限する機能をいいます。</p>	<p>インターネット接続制限機能の利用については、ウィルコム通信契約者からあらかじめ利用の請求があり、当社からの指示により端末機器からの操作を行うことによって、その操作手順の完了をもって、その請求を承諾したものと取り扱います。</p>
<p>(20) 特定電話番号着信通知機能 【モバイル迷惑電話チェッカー】</p>	<p>基本機能</p> <p>当社は、契約者回線に着信する通話について、その通話が、特定の電話番号の一覧（特定の電話番号の一覧を作成している法人（以下、「特定電話番号リスト作成会社」といいます。）が、特定電話番号リスト作成会社の判断に基づき作成される一覧であって、特定電話番号リスト作成会社から当社に提供されるものをいいます。以下「特定電話番号リスト」といいます。）に掲載する電話番号からの通話である場合、当該通話が着信する契約者回線に対して、その着信する通話が特定電話番号リストに掲載する電話番号からの通話であることを通知します。</p>	<p>ア ウィルコム通信契約者は、当社が別に定めるところにより、特定電話番号着信通知機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求をしていただきます。</p> <p>イ 本機能に使用されるリストについては特定電話リスト作成会社が随時更新するものであり、リストの正確性等については、当社は保証しません。</p> <p>ウ 本機能にかかるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

	追加機能	<p>ウィルコム通信契約者は、ウィルコム通信契約者が指定する電話番号を、契約者回線に接続する自営端末設備に登録することにより、その電話番号からの着信を拒否することができます。この場合、ウィルコム通信サービス契約者は、登録した電話番号を特定電話番号リスト作成会社に通知し、特定電話番号リスト作成会社が、特定電話番号リストに掲載(特定電話番号リスト作成会社が掲載することを判断した場合に限り)することを承諾するものとします。</p>	
(21) 通話中着信機能 【割込通話】	基本機能	<p>契約者回線に着信する通話について、通話中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>ア ウィルコム通信契約者は、当社が別に定めるところにより、通話中着信機能（以下この欄において「本機能」といいます。）の利用の請求をしていただきます。 イ 本機能にかかる他からの着信については、1の他からの着信に限りです。 ウ ウィルコム通信契約者が(11)（安全運転機能）を利用している場合又は緊急通報用電話等、当社が指定する電話番号への発信に伴う通話中の場合は、本機能を利用することができません。 エ ウの規定のほか、端末設備にかかる機能等により、本機能を利用できない場合があります。</p>
	追加機能	<p>通話中転送機能</p> <p>ウィルコム通信契約者が、(1)（留守番電話機能）又は(2)（自動着信転送機能）を利用している場合、契約者回線に着信する通話について、通話中に他から着信があった時は、着信があることを知らせ、また、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、他からの着信を留守番電話装置又は自動着信転送機能の転送先に転送する機能をいいます。なお、ウィルコム通信契約者が(1)又は(2)を利用していない場合、通話中の他の通話については、ボタン操作を行うことにより切断するものとします。</p>	

別記1

(1) 第1 (基本使用料) 第1 (適用) (4) (医療・社会福祉等特別回線割引の適用) に係るもの

ア	当社が別に定める年齢に達した者
イ	身体障害者 (身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者)
ウ	社会福祉事業者 (社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条の規定により、社会福祉事業を営業者) 又はこれが使用者となり雇用される者
エ	公的医療機関 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の規定に該当する者) 又はこれが使用者となり雇用される者
オ	医療法人 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条の規定に該当する者) 又はこれが使用者となり雇用される者
カ	精神障害者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条第2項の規定により、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者)
キ	知的障害者 (療育手帳制度について (昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者)
ク	母子保健法第十六条に規定する母子健康手帳 (発行から1年以内に限り) を所持している者
ケ	12歳以下の子を監護し、養育する親権者のうちいずれか

(2) 第1 (基本使用料) 第1 (適用) (5) (医療・社会福祉法人等特別回線割引の適用) に係るもの

ア	社会福祉事業者 (社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条の規定により、社会福祉事業を営業者)
イ	公的医療機関 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の規定に該当する者)
ウ	医療法人 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条の規定に該当する者)

(3) 第3 (通信料) 1 (適用) (14) (総合利用型を選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い) のエに係るもの

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	EMOBILE 通信サービス契約約款 (EMOBILE 4G-S 編)	EMOBILE通信サービス
	EMOBILE 通信サービス契約約款 (EMOBILE LTE 編) (電話)	EMOBILE通信サービス
	EMOBILE 通信サービス契約約款 (電話・データ通信編)	EMOBILE通信サービス
	3G 通信サービス契約約款	3G 通信サービス
SB パートナーズ株式会社	-	SB パートナーズ株式会社が提供する電気通信サービス

別記2

別表 付加機能(5) (電話会議機能) オに係るもの

電話会議装置着信者課金料金 海外からの料金に係るもの

60秒までごとに

対地	料金額
アメリカ	15 円
イタリア	85 円
オランダ	85 円
スウェーデン	85 円
デンマーク	85 円
フィリピン	65 円
香港	55 円
マカオ	65 円
カナダ	40 円
シンガポール	65 円
サイパン	85 円
タイ	65 円
ドイツ	60 円
フィンランド	85 円
ベルギー	85 円
インドネシア	70 円
韓国	55 円
スペイン	85 円
台湾	60 円
ニュージーランド	70 円
フランス	60 円
マレーシア	65 円
イギリス	55 円
グアム	55 円
スイス	85 円
中国	55 円
ノルウェー	85 円
モナコ	85 円
オーストラリア	60 円

別記3 削除

附 則（平成7年4月28日 企第6号）

（実施時期）

この改正規定は、平成7年7月1日から実施します。

附 則（平成10年2月23日 企第155号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により締結しているポケット電話契約は、この改正規定 実施の日において、無限定利用の一般ポケット電話契約を締結し、標準コースを選択しているものとみなします。

附 則（平成11年12月3日 企第324号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、合併前のDDI北海道ポケット電話株式会社、DDI東北ポケット電話株式会社、DDI東海ポケット電話株式会社、DDI北陸ポケット電話株式会社、DDI関西ポケット電話株式会社、DDI中国ポケット電話株式会社、DDI四国ポケット電話株式会社及びDDI九州ポケット電話株式会社と締結しているポケット電話契約は、この改正規定実施の日においてDDIポケット株式会社と締結したポケット電話契約とみなします。

附 則（平成11年12月10日 企第326号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、合併前のDDI北海道ポケット電話株式会社、DDI東北ポケット電話株式会社、DDI東海ポケット電話株式会社、DDI北陸ポケット電話株式会社、DDI関西ポケット電話株式会社、DDI中国ポケット電話株式会社、DDI四国ポケット電話株式会社又はDDI九州ポケット電話株式会社と一般ポケット電話契約を締結している場合における長期利用割引の適用においては、その一般ポケット電話契約に係る契約者回線の提供を開始した日を、DDIポケット株式会社と締結した一般ポケット電話契約に係る契約者回線の提供を開始した日とみなして経過期間を算定します。

附 則（平成12年1月24日 企第343号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年4月27日 企第382号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している料金種別お気軽コースの契約に係る料金その他の提供条件は、この改正規定にかかわらず、次の各号の規定によるほか、なお従前のおりとしします。

(1) 基本使用料

(1契約ごとに月額)

料 金 額
1,350 円 (税抜)

(2) 通話料

通 話 料 の 適 用

第4（通話料）の2（料金額）に掲げる次の表に限り、契約者回線からの通話に係る通話料金については、同表により算定した額に2を乗じた額を料金とします。

- （ア）2-1（2-2～2-8以外のもの）
- （イ）2-3（契約者回線から端末系事業者（当社が別に定めるもの）に限り、）の契約者回線等への通話に係るもの）
- （ウ）2-4（契約者回線からPHS事業者（当社が別に定めるもの）に限り、）の契約者回線への通話に係るもの（通話時間が10秒を超える通話に限り、）
- （エ）2-6（契約者回線から当社が設置した電気通信設備（当社が別に定めるもの）に限り、）への通話に係るもの（その他の電気通信設備に係るもの）に限り、）

附則（平成14年6月10日 企第581号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年6月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定に基づき当社と締結している無線IP接続契約は、この改正規定実施の日において無線IP接続サービス卸契約約款（平成14年6月10日企第579号）に基づき当社と締結した無線IP接続契約とみなします。なお、改正前の料金表第1（基本使用料）の1（適用）の表の7（無線IP接続に係る基本使用料の適用）のク、ケ及びコの規定は、なおその効力を有します。

附則（平成17年2月2日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、社名変更前のDDIポケット電話株式会社と締結しているポケット電話契約は、この改正規定実施の日において株式会社ウィルコムと締結したウィルコム通信契約とみなします。

附則（平成17年10月5日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年10月5日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、平成17年10月5日から平成19年3月31日までの間にウィルコム通信契約を締結した契約者であって、当該ウィルコム通信契約を締結する前に協定事業者（当社が別に定めるもの）に限り、）が提供するPHSサービスを契約していた者は、その協定事業者のPHSサービスに係る契約期間を当社が別に定める方法により承継するものとします。

附則（平成22年7月15日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年7月15日から実施します。
（その他）
- 2 平成22年7月15日から平成22年8月31日までの間、別記1の（3）については、以下の規定を加えて適用するものとします。

キ 自営端末設備（当社が別に定めるもの）の機種購入又は変更と同時に、当該自営端末設備に

かかる一般ウィルコム通信契約について新定額プランSの選択を申し出た者（法人を除きます。）

3 平成22年9月1日以降、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）の1（適用）（1）基本使用料の料金種別のキの規定に関わらず、定期一般ウィルコム通信契約者は、平成22年9月1日以降、の2-1（一般ウィルコム通信に係るもの）の2（料金額）の表における、料金種別が新定額プランSを選択することはできません。

附則（平成25年3月28日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年4月1日以降、料金表に規定する次の規定については、選択または申込み等、新たにその提供を受けることができないものとします。

なお、この改正規定の際現に、(2)に規定する料金種別を選択している契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限り、）については、なお従前のおりとし、

(1) 料金表第1表(料金)第1(基本使用料)1(適用)における以下の規定

- ア) (2) 高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用
- イ) (3) 超高速パケット通信を利用している場合における基本使用料の加算額の適用
- ウ) (4) DSL割引の適用【A&B割】タイプ1
- エ) (5) プロバイダ割引の適用【A&B割】タイプ2
- オ) (6) 定期一般ウィルコム通信契約に係る基本使用料の取扱い【年間契約割引】
- カ) (8) 特別複数回線割引の適用【データセット割引】
- キ) (9) 包括割引の適用【ビジネスサポート割引】
- ク) (12) 特別指定複数回線割引の適用【マルチパック】
- ケ) (13) 特別DSL割引の適用【マルチパック】

(2) 料金表第1表(料金)第1(基本使用料)2(料金額)2-1(一般ウィルコム通信に係るもの)の表における以下のもの

一般ウィルコム通信の 区別	無限定利用の 区別	料 金 種 別
無限定利用	標準型	昼得コース
		スーパーパックSコース
		スーパーパックLコース
		スーパーパックLLコース
		つなぎ放題コース
		パケコミネットコース
		定額プラン
		ビジネスタイム定額プラン
	複合型 【ネット25】	
	回線交換専用型	データパックコース
データパック mini コース		
特定通信限定利用 I 型		標準コース

(文字電話)		コミコミメールコース
特定通信限定利用 II 型		H” IN 使っただけコース

(3) 料金表第1表(料金)第4(通話料)1(適用)における以下の規定

- ア) (11) 定期一般ウィルコム通信契約に係る通話料金の適用【年契+メール割引サービス】
- イ) (12) 無限定利用を利用している場合における通話料金の適用【オプションメール放題】
- ウ) (29) 特別複数回線割引を適用している場合における月間支払額の取扱い【データセット割引】
- エ) (33) 包括割引に係る通話料の適用【ビジネスサポート割引】
- オ) (34) 接続通話料の月極割引【PRIN「ビジネス定額オプション」】
- カ) (35) 特別指定複数回線割引を適用している場合における月間支払額の取扱い【マルチパック】

(4) 料金表第1表(料金)第1(基本使用料)、第3(付加機能使用料)、第4(通話料)及び第5(解除手数料)に掲げるものに係る規定

(5) (1)から(4)に係る規定のほか、当社が別に定めるその他提供条件等については、なお従前のとおりとします。

附則(平成25年5月28日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、一般ウィルコム通信契約者が、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)1(適用)(4)欄に規定する指定複数回線割引の適用【ファミリーパック】を受けている場合は、この改定規定のうち適用の対象となる料金種別の規定(割引される額に関する規定を除きます。)について、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

3 平成25年6月1日以降、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)1(適用)に規定する(2)(複数回線割引の適用)については、選択または申込み等、新たにその提供を受けることができないものとします。

なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件(当社が認めるものに限り)については、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

4 実施時期(平成25年4月1日)の附則第2項(2)に規定する料金種別定額プランの提供条件を次のとおり変更します。

(1) 2013年2月28日付約款料金表第1表(料金)第4(通話料)1(適用)(23)(料金種別定額プランを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)について、次のとおりとします。

オ(1) 契約者回線からの通話及びパケット通信の料金月累計額のうち、2,000円(税抜)(以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。)を超える金額についてのみ支払いを要するものとします。

この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(2) (削除)

(3) (削除)

(5) 定期一般ウィルコム通信契約者が、ウに規定する定額料金又はエに規定する月額定額料金を支払

う場合、定期一般ウィルコム通信契約者からのパケット通信については、(1)に規定する2,000円(税抜)に含まないものとします。

- (6) 無料通話固定額は、料金月ごとに、無料通話固定額に満たなかった金額を、同一の請求書により請求される複数の契約者回線間において、申し出がない限り、(1)に規定する支払いを要する料金額に、相互に充当するものとします。

(経過措置)

- 5 実施時期(平成25年4月1日)の附則第2項(2)に規定する無限定利用の区別が複合型【ネット25】の提供条件を次のとおり変更します。

- (1) 2013年2月28日付約款料金表第1表(料金)第4(通話料)1(適用) (22) (複合型を利用している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い【ネット25】)について、次のとおりとします。

ア 一般ウィルコム通信契約者(複合型を利用している者に限ります。以下この欄において同じとします。)は、2(料金額)の規定にかかわらず、契約者回線からのフレックスチェンジ通信及びパケット通信(文字情報蓄積伝送装置、文字情報蓄積伝送装置II型又は総合情報提供装置への通信を除きます。以下この欄において同じとします。)の料金月累計額のうち、15,000円(税抜)(以下、この欄において「無料通話固定額」といいます。)を超える金額についてのみ、60秒までごとに10円(税抜)として算定した額の通話料の支払いを要します。

この場合において、基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、無料通話固定額を日割りして適用します。この際1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

イ 一般ウィルコム通信契約者が第7(手続きに関する料金)に規定する2(料金額)のタイムシェアサービス登録手数料を支払う場合、契約者回線(複合型のものに限ります。)からのフレックスチェンジ通信及びパケット通信については、同一の請求書により請求される複数の一般ウィルコム通信契約の契約者回線(以下、「回線群」といいます。)において、その回線群に係るフレックスチェンジ通信及びパケット通信の通信料を料金月累計ごとに算定するものとし、1の回線群を構成する契約者回線数に、アに規定する無料通話固定額を乗じて得た額を、通信料の料金月累計額から差し引くものとします。

(経過措置)

- 6 実施時期(平成25年4月1日)の附則第2項(3)の以下の規定に係る提供条件を次のとおり変更します。

- (1)2013年2月28日付約款料金表第1表(料金)第4(通話料)1(適用) (34) (接続通話料の月極割引【PRIN「ビジネス定額オプション」】)について、次のとおりとします。

イ 対象回線からのインターネット接続に係る通話料のうち(22)のウに規定する接続通話料及び2の2-6の(2)の表のイに規定する接続通話料((20)(料金種別つなぎ放題コースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のイ又は(21)(料金種別パケコミネットコースを選択している場合における通話料金の適用及び月間支払額の取扱い)のイの規定により適用する場合を含みます。)については、その規定にかかわらず、60秒までごとに5円(税抜)で算定します(1契約者回線ごとに500円(税抜)を超える額の支払いは要しません。)

附則(平成25年6月17日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年6月20日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改定規定の際限に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改定規定実施の日において、改正後の規定により当社と同様の右欄の契約に移行したものとします。

一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信契約
定期一般ウィルコム通信契約	

(経過措置)

3 この改正規定の際限に、定期一般ウィルコム通信契約者が、料金種別新定額プランS又は総合利用型を選択している場合は、この改正規定にかかわらず、第38条（解除手数料の支払義務）の第2項の規定について、次のとおりとします。

- (1) 料金種別が新定額プランS又は総合利用型(以下合わせて「3年継続料金種別」といいます。)であるものを選択している定期一般ウィルコム契約者は、3年継続料金種別を選択した日から3年間に経過する日の属する料金月の前料金月の末日までの間に3年継続料金種別の解除があったときは、当社がやむを得ないと認める場合を除き、第1項の規定の他に、料金表第1表第5（解除手数料）ウに規定する料金の支払いを要します。

附則（平成26年5月30日）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定の実施の日から平成26年6月30日までの間、端末機器の購入と同時に料金表第1表（料金）第3（通話料）の1(適用)の(13)のオの月額固定料金Sを支払う場合についてのみ、本規定の適用を受けることができるものとします。

附則（平成28年5月1日）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったウィルコム通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成31年3月27日）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以降、ウィルコム通信契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際限に、ウィルコム通信サービスの提供を受けている者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附則（令和2年3月26日）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったウィルコム通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（令和2年9月28日）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったウィルコム通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（令和2年12月22日）

（実施時期）

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附則（令和3年1月27日）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

（ウィルコム通信サービスの廃止）

2 ウィルコム通信サービスは、廃止します。

附則（令和3年4月27日）

（実施時期）

この改正規定は、令和3年5月1日から実施します。

附則（令和3年12月20日）

（実施時期）

この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。